## 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定

日本国及びアメリカ合衆国 (以下「両締約国」という。) は、 次のとおり協定した。

#### 第一条

この協定の適用上、

(a) 「関税」 とは、 産品 の輸入に際し、 又は産品の輸入に関連して課される税その他あらゆる種類の 課徴

金並びに産品 の輸入に関連して課される付加税及び加重税をいう。 ただし、 次の ものを含まない。

- (i) 千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金
- (ii) 輸入に関連する手数料その他の課徴金であって、 提供された役務の費用に応じたもの
- 一 ダンピング防止税又は相殺関税
- (b) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。
- (c) 「千九百九十四年のガット」とは、 世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易

に関する一般協定をいう。

- (d) 「原産」とは、 日本国においては附属書Ⅰの規定に従って原産品とされることをいい、アメリカ合衆
- 国においては附属書Ⅱの規定に従って原産品とされることをいう。
- (e) 「WTO」とは、 世界貿易機関をいう。

(f)

「世界貿易機関設立協定」とは、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関

を設立するマラケシュ協定をいう。

第二条

各締約国は、 世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づいて他方の締約国に

対して自国が有する現行の権利及び義務を確認する。

第三条

千九百九十四年のガット第二十条の規定及びその解釈に係る注釈は、 必要な変更を加えた上で、この協定

に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第四条

この協定のいかなる規定も、 次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 供又はそのような情報へのアクセスを要求すること。 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提
- (b) 締約国 が 国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障

上 の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。

#### 第五条

- 1  $\mathcal{O}$ 約束に加え、 各締約国 は、 附属 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、 書Ⅰ又は附属書Ⅱ の規定に従って、 市場アクセスを改善する。 世界貿易機関設立協定に基づく自国 [の現行
- 2 この協定 Aセーフガードに関する協定に基づく両締約国の現行の権利及び義務に影響を及ぼすものではな のい かなる規定も、 千九百九十四年のガット第十九条の規定及び世界貿易機関設立協定附属書
- 3 この協定のいかなる規定も、 締約国が関税の維持又は引上げを含む行動であって、WTOの紛争解決機

関によって承認されるものをとることを妨げるものと解してはならない。

#### 第六条

両締約国は、 いずれかの締約国の要請の後三十日以内に、 この協定の運用又は解釈に影響を及ぼす可能性

のある問題について、六十日以内に相互に満足すべき解決に達するために協議を行う。

#### 第七条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

#### 第八条

両締約国は、 この協定の改正につき書面により合意することができる。 改正は、 両締約国がそれぞれ えの 関

係する国内法上の手続に従って当該改正の承認を書面により相互に通告した日の後三十日で、 又は両締約国

が決定する他の日に効力を生ずる。

#### 第九条

この協定は、 両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した日

の後三十日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

#### 第十条

させることができる。その終了は、 いずれの一方の締約国も、 他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この協定を終了 一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行った日の後四

箇月で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

#### 第十一条

この協定は、日本語及び英語をひとしく正文とする。ただし、附属書Ⅱは、 英語のみを正文とする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十九年十月七日にワシントンで、日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

杉山晋輔

アメリカ合衆国のために

ロバート・E・ライトハイザー

# 附属書 日本国の関税及び関税に関連する規定

### 第A節 一般規定

1 この附属書の規定の適用上、

(a) 「類」とは、統一システムの類をいう。

(b) 「統一システム」とは、 商品の・ 名称及び分類についての統一システム (解釈に関する通則、

各部

の注

釈、 各類の注釈及び各号の注釈を含む。)であって、 日本国により日本国の法令の下で採用され、 及び

実施されるものをいう。

(c) 「項」とは、 統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

(d) 「号」とは、 統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

(e) 「年」とは、 一年目については、この協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までを

い、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

この附属書における日本国の関税分類番号の九桁番号は、 日本国の品目表 (二千十九年四月一 日現在の

2

輸入統計品目表)に基づく。これらの番号は、 十七年一月一日に改正された統一システムに基づいて作成されたものである。 日本国 の品目表が変更される場合には、公表される対照表とともに参照される。この附属書は、二千 日本国の法令又は告示に従って変更の対象とされるものと

3 で公に入手可能なものとする。 一以上の照会所を指定し、 日 本国は、 この附属書の規定の実施又は適用に係る事項に関する利害関係者からの照会に応ずる一又は 又は維持するとともに、 当該照会を行うための手続に関する情報をオンライン

第B節 日本国の関税に係る約束

第一款 一般的注釈

- 1 第五条1の規定に基づく関税の毎年の撤廃又は引下げの実施に当たっては、 次の規定を適用する。
- (b) その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。 (a) 一年目の引下げは、この協定が効力を生ずる日に行う。
- 2 この節の規定の適用上、 「基準税率」とは、 関税の撤廃又は引下げの実施における最初の関税率をい

う。

- 3 この節に別段の定めがある場合を除くほか、この節の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げにつ
- いては、
- (a) 従価税の場合には、○・一パーセント未満の端数は、これを切り捨てる(○・一五パーセントは、
- ○・一パーセントとする。)。
- (b) 従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の○・○一未満の端数は、 これを四捨五入する(○・○○

五は、〇・〇一とする。)。

4 1及び前節1eの規定にかかわらず、この協定が二千二十年三月三十一日後に効力を生ずる場合には、

日 本国は、 この協定がこの協定の署名の日と二千二十年三月三十一日との間に効力を生じたものとしてこ

の節の規定を適用する。

5 アメリカ合衆国は、将来の交渉において、農産品に関する特恵的な待遇を追求する。

第二款 関税の撤廃又は削減

1 の品目に対する関税の基準税率及び当該一の品目に対する削減のそれぞれの段階における関税率を決

定するための実施区分については、第五款に規定する日本国の表 (以下「日本国の表」という。) におい

て当該一の品目ごとに掲げる。

- 2 日本国は、 第五条1の規定に基づき、 次の実施区分に従って、 関税を撤廃し、 又は削減する。
- (a) 実施区分の欄に 「EIF」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、 完全に撤廃し、 当該原産
- (b) 実施区 分の欄に 「B4」を掲げる品目に該当する原産品 の関税については、 次の規定に従って撤廃す

る。

묘

は、この協定が効力を生ずる日から無税とする。

- (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の五十パーセントを削減する。
- (ii) 二回 二年目の四 の引下げにより撤廃し、 月一 日から毎年行われる端数を処理しない形で①の規定に従って計算された税率からの 当該原産品は、三年目の四月一日から無税とする。
- (c) 実施区分の欄に 「B6」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃す

る。

- (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の三分の一を削減する。
- (ii) 二年目の四月<br />
  一日から毎年行われる端数を処理しない形で<br />
  (i)の規定に従って計算された税率からの

四回の引下げにより撤廃し、 当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(d) 実施区分の欄に「JPB6\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃

する。

(i) この協定が効力を生ずる日に、 基準税率の二十パーセントを削減し、 これにより得られる税率の二

十パーセントを更に削減する。

(ii) 二年目の四月 日 から毎年行われる端数を処理しない形で①の規定に従って計算された税率からの

匹 回 0 引下げにより撤廃し、 当該原産品は、 五年目の 兀 月一日から無税とする。

(e) 実施区分の欄に「JPB6\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、

次の規定に従って撤廃

(i) この協定が効力を生ずる日に、 基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の二

十パーセントを更に削減する。

する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で①の規定に従って計算された税率からの

四回の引下げにより撤廃し、 当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(f) 実施区分の欄に「JPB6\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤

廃する。

- (i) これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。 この協定が効力を生ずる日に、 従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、
- (ii) 四回 二年目の四月一  $\mathcal{O}$ 引下げにより撤廃 日から毎年行われる端数を処理しない形でi)の規定に従って計算された税率からの į 当該原産品は、 五年目 (T) 兀 月一日から無税とする。
- (g) 実施区分の欄に 「JPB6\*\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、 次の規定に従って

撤廃する。

- (i) これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。 この協定が効力を生ずる日に、従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、
- (ii) 四回の引下げにより撤廃し、 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で①の規定に従って計算された税率からの 当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。
- (h) 実施区分の欄に「B8」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃す

る。

- (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の二十五パーセントを削減する。
- (ii) 二年目の四月<br />
  一日から毎年行われる端数を処理しない形で<br />
  ①の規定に従って計算された税率からの

六回の引下げにより撤廃し、 当該原産品は、 七年目の四月一日から無税とする。

(i) 実施区分の欄に「JPB8\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、 次の規定に従って撤廃

する。

(i) この協定が効力を生ずる日に、 基準税率の五十パーセントを削減し、 これにより得られる税率の七

分の一を更に削減する。

(ii) 六回の引下げにより撤廃し、 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(jの規定に従って計算された税率からの 当該原産品は、 七年目の四月一日から無税とする。

(j) 実施区分の欄に「JPB8\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃

する。

(i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の二十パーセントを削減する。

- (ii) 二年目の三月三十一日までは、(j)の規定による税率とする。
- (iii) 五回の引下げにより撤廃し、 三年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で①の規定に従って計算された税率からの 当該原産品は、 七年目の四月一日から無税とする。
- (k) 実施区分の欄に「JPB8\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、 次の規定に従って撤

廃する。

- (i) を更に削減する。 この協定が効力を生ずる日に、 基準税率の三分の一を削減し、 これにより得られる税率の七分の一
- (ii) 六回の引下げにより撤廃し、 二年目の四月<br />
  一日から毎年行われる端数を処理しない形で<br />
  (i)の規定に従って計算された税率からの 当該原産品は、 七年目の四月一日から無税とする。
- (1) 実施区分の欄に「JPB8\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤

廃する。

(i) 税率より高いとき、又は一リットルにつき三十五円七十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当 この協定が効力を生ずる日に従価八・五パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量

該従量税率)まで削減する。

(ii) 高いとき、又は一リットルにつき二十六円八十銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税 二年目の四月一日に従価七・一パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より

率)まで削減する。

- (iii) 率)まで削減する。 高 三年目の四月一 いとき、又は 一リットルにつき十七円八十七銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税 日に従価五・七パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より
- (iv) 高いとき、又は 四年目の四月一日に従価四・二パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より 一リットルにつき八円九十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)

まで削減する。

- (v) いときは、当該従量税率)まで削減する。 五年目の四月一日に従価二・八パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より
- (vi) 六年目の四月一日に従価一・四パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より

高いときは、当該従量税率)まで削減する。

一部 当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。

実施区分の欄に「JPB8\*\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、

次の規定に従って

撤廃する。

(m)

(i) この協定が効力を生ずる日に従価八・五パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量

税率より高いとき、又は一リットルにつき三十八円二十九銭の従量税率より低いときは、それぞれ当

該従量税率)まで削減する。

(ii) 高いとき、又は一リットルにつき三十一円九十銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税 二年目の四月一日に従価七・一パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より

率)まで削減する。

(iii) 高いとき、又は一リットルにつき二十五円五十二銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税 三年目の四月一日に従価五・七パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より

率)まで削減する。

(iv) 高 いとき、又は一リットルにつき十九円十四銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率) 四年目の四月一日に従価四・二パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より

まで削減する。

- (v) 高 いとき、又は一リットルにつき十二円七十六銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税 五年目の四月一 まで削減する。 日に従価二・八パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より
- (vi) 高いとき、 まで削減する。 六年目の四月一 又は リットルにつき六円三十八銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率) 日に従価一・ 四パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より
- (vii) 当該原産品は、 七年目の四月一日から無税とする。
- (n) る。 実施区分の欄に 「B9」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃す
- (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の九分の二を削減する。

- (ii) 七回 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で①の規定に従って計算された税率からの この引下げにより撤廃し、 当該原産品は、 八年目の四月一日から無税とする。
- (o) 実施区分の欄に「JPB10\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃

する。

- (i)  $\mathcal{O}$ この協定が効力を生ずる日に、 一を更に削減する。 従価二・二パーセントまで削減し、 これにより得られる税率の 九分
- (ii) 八回 二年目 の引下げにより撤廃し、 (T) 匹 月 日から毎年行われる端数を処理しない形で①の規定に従って計算された税率 当該原産品は、 九年目の 四月一日 から無税とする。 ーからの
- (p) 実施区分の欄に 「B11」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、 次の規定に従って撤廃す
- (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の十一分の二を削減する。

る。

(ii) 九回の引下げにより撤廃し、 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で①の規定に従って計算された税率からの 当該原産品は、 十年目の四月一日から無税とする。

- (q) 実施区分の欄に「JPB11\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のとおりとする。
- (i) (A) この協定が効力を生ずる日から九年目の三月三十一日までは、次のAとBとの差額とする。 次の(1)と(2)との合計額
- (1) 一キログラムについての課税価格に係数を乗じて得た一キログラムについての額

(2) 次の表の2欄に掲げる一キログラムについての額

この(A)の規定の適用上、係数は、次の(3)と(4)との差とする。

(3) 次の表の3欄に掲げる率に百パーセントを加えた率

(4) 次の表の2欄に掲げる額を八百九十七円五十九銭で除して得た値

1	2	3
年	ーキログラムについての額(円)	率 (パーセント)
	二六九・五〇	-
1.1	1 [11] 1 • 1 11]	[1 • [1]
[11]	一九二・七五	 

(ii) (B)						
十年目の四月一日から無税とする。一キログラムについての課税価格	九	八	七	六	五	四
i 格	二五・七二	五一・四六	七七・一九	一〇二・九一	一二八・六五	一五四・三八
	0. =	〇.七	-· -	- - 四	一,八	11.11

(i)A) 一年目については、従価三・七パーセント

(r)

実施区分の欄に「JPB11\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、

次の規定に従って撤

廃する。

(B) 二年目については、従価三・二パーセント

- (C) 三年目については、従価二・七パーセント
- (D) 四年目については、従価二・二パーセント
- (ii) 五年目 の四月一 日から毎年行われる①①に規定する税率からの六回の引下げにより撤廃し、

当該原

(s) 実施区 分の欄に 「JPB11\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、 次の規定に従って撤

廃する。

産品

ば、

十年目

 $\mathcal{O}$ 

河月一

日から無税とする。

- (i) 十パーセントを更に削減する。 この協定が効力を生ずる日に、 基準税率の二十五パーセントを削減し、 これにより得られる税率の
- (ii) 九回の引下げにより撤廃し、 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(jの規定に従って計算された税率からの 当該原産品は、 十年目の四月一日から無税とする。
- (t) 実施区分の欄に「JPB11\*\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、 次の規定に従って

撤廃する。

(i) この協定が効力を生ずる日に、 基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の十

パ ーセントを更に削減する。

- (ii) 九回の引下げにより撤廃し、 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で①の規定に従って計算された税率からの 当該原産品は、 十年目の四月一日から無税とする。
- (u) 実施区分の欄に「JPB13\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃

(i)

する。

- 二分の一を更に削減する。 この協定が効力を生ずる日に、 基準税率の五十パーセントを削減し、 これにより得られる税率の十
- (ii) 十 一 回 二年目の四月一 一の引下げにより撤廃し、当該原産品は、 日から毎年行われる端数を処理しない形で①の規定に従って計算された税率からの 十二年目の四月一日から無税とする。
- (v) 実施区分の欄に「JPB13\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤

廃する。

- (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の五十パーセントを削減する。
- (ii) 五年目の三月三十一日までは、(1)の規定による税率とする。

(iii) 六年目の四月一日に端数を処理しない形で(j)の規定に従って計算された税率から基準税率の二十五

パーセントを削減する。

- 一十一年目の三月三十一日までは、の規定による税率とする。
- (v) 十二年目の四月一日に撤廃し、 当該原産品は、 同日から無税とする。
- (w)実施区分の欄に「B16」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、 次の規定に従って撤廃す

る。

- (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の十二・五パーセントを削減する。
- (ii) 十四回 二年目の四月<br />
  一日から毎年行われる端数を処理しない形で<br />
  (i)の規定に従って計算された税率からの の引下げにより撤廃し、当該原産品は、 十五年目の四月一日から無税とする。
- (X) 実施区分の欄に「JPB16\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤

廃する。

(i) これにより得られる税率の十五分の一を更に削減する。 この協定が効力を生ずる日に、従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、

- (ii) 十四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で①の規定に従って計算された税率からの 十五年目の四月一日から無税とする。
- (y) 実施区分の欄に「JPB16\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤

廃する。

- (i) これにより得られる税率の十五分の一を更に削減する。 この協定が効力を生ずる日に、 従価三十五パーセント及び 一キログラムにつき四十円まで削減し、
- (ii) 十四四 二年目の四 回 の引下げにより撤廃し、 <u>月</u> 一 日から毎年行われる端数を処理しない形で①の規定に従って計算された税率からの 当該原産品は、 十五年目の 匹 月一日から無税とする。
- (z) 実施区分の欄に「JPB21\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、 次の規定に従って撤廃

(i) これにより得られる税率の五パーセントを更に削減する。 この協定が効力を生ずる日に、従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(j)の規定に従って計算された税率からの

十九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、二十年目の四月一日から無税とする。

(aa) 実施区分の欄に「JPB21\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤

廃する。

(i) これにより得られる税率の五パーセントを更に削減する。 この協定が効力を生ずる日に、 従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、

(ii) 十九回 二年目の四月一 の引下げにより撤廃し、 日から毎年行われる端数を処理しない形で①の規定に従って計算された税率からの 当該原産品は、 二十年目の 兀 月一日から無税とする。

(bb) 実施区分の欄に「JPR2」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、 次の規定に従って削減す

る。

(i) 一年目については、従価二十六・六パーセント

(ii) 二年目については、従価二十五・八パーセント

Ⅲ 三年目については、従価二十五パーセント

図 四年目については、従価二十四・一パーセント

- (v) 五年目については、従価二十三・三パーセント
- (vi) 六年目については、従価二十二・五パーセント
- 一 七年目については、従価二十一・六パーセント
- が 八年目については、従価二十・八パーセント
- (図) 九年目については、従価二十パーセント
- (X)十年目 の四月一 日から毎年行われる以に規定する税率からの六回の引下げにより、 従価九パーセン

トまで削減する。

田本田以降、従価九パーセントとする。

実施区分の欄に 「JPR3」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、 次の規定に従って削減す

る。

(cc)

- (i) 一年目については、従価三十六・八パーセント
- ① 二年目については、従価三十四・七パーセント

- (iv) 四年目については、 従価三十・五パーセント
- (v)五年目については、 従価二十八・四パーセント
- (vi) 六年目については、 従価二十六・三パーセント
- (vii) 七年目については、 従価二十四・二パーセント
- (iii) 八年目については、 従価二十二・一パーセント
- (ix)九年目については、 従価二十パーセント
- (X)十年目 の四月一 日から毎年行われる以に規定する税率からの六回の引下げにより、 従価九パーセン
- (xi) 十五年目以降、 従価九パーセントとする。

まで削減する。

(dd)実施区分の欄に 「JPR4」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のいずれか低い額とす

(i)

る。

の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た一キログラムについての額との差額 一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき三百九十三円に対し百パーセントに次の表

(ii) 次の表の2欄に掲げる額

0	三七・五〇	九年目以降
0.1	四〇・五〇	八
	四三・五〇	七
〇・七	四六・五〇	六
○・九	四九・五〇	五
1 • 1 .	五二・五〇	四
	九三・七五	[11]
一・七	九三・七五	
一・九	九三・七五	
率(パーセント)	一キログラムについての額(円)	年
3	2	1

(ee) 実施区分の欄に「JPR5」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のいずれか低い額とす

る。

(i) の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た一キログラムについての額との差額 一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき五百二十四円に対し百パーセントに次の表

( ) 次の表の2欄に掲げる額

1	2	3
年	一キログラムについての額(円)	率(パーセント)
	用门门	九
		一 - 七
[11]	月111	一・回
旦	Ot	1 •
用	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	○・九
六	六二	O·七

七	五八	〇·四
八	<b>五四</b>	0 • 1 ]
九年目以降	五〇	0

(ff) 実施区分の欄に「JPR7」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、この協定が効力を生ずる

日に、 基準税率の十パーセントを削減し、その後においても、 その税率とする。

(gg) 実施区分の欄に「JPR9」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減す

(i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の六分の一を削減する。

る。

(ii) 四回の引下げにより、基準税率の五十パーセントまで削減する。 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で①の規定に従って計算された税率からの

一 五年目以降、山の規定による税率とする。

(hh)実施区分の欄に「JPR12」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、 次の規定に従って削減

する。

- (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の二十五パーセントを削減する。
- (ii) 四回の引下げにより、基準税率の二十五パーセントまで削減する。 二年目の四月<br />
  一日から毎年行われる端数を処理しない形で<br />
  ①の規定に従って計算された税率からの
- (ii) 実施区分の欄に 「JPR13」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、 次の規定に従って削減

する。

- (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の十一分の一を削減する。
- (ii) 九回の引下げにより、基準税率の五十パーセントまで削減する。 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で①の規定に従って計算された税率からの
- 一十年目以降、山の規定による税率とする。
- (jj) 実施区分の欄に「JPR20」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減

する。

- (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の十五分の二を削減する。
- (ii) 七回の引下げにより、 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で①の規定に従って計算された税率からの 基準税率の四十パーセントまで削減する。
- (iii) 八年目以降、 iiの規定による税率とする。

実施区分の欄に「JPR21」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、 次の規定に従って削減

する。

(kk)

- (i) (A) 年目については、 一キログラムにつき二十九円八十四銭
- (B) 二年目については、 キログラムにつき二十七円七十七 銭
- (C) 三年目については、 一キログラムにつき二十五円六十九銭
- (D) 四年目については、 一キログラムにつき二十三円六十一銭
- (E) 五年目については、 一キログラムにつき二十一円五十三銭
- (G) (F) 六年目については、 キログラムにつき十九円四十六銭

- 田 八年目については、一キログラムにつき十五円三十銭
- ii 八年目以降、i)田に規定する税率とする。
- (11)実施区分の欄に「JPM1」を掲げる品目に該当する原産品であって世界貿易機関設立協定に基づく関税

支払う額に加えることができる最大の額(以下この2において「最低売渡価格を設定するための最大輸

割当ての対象となるものについて、日本国が最低売渡価格を設定するに当たって、当該原産品に対して

入差益」という。)は、次のとおりとする。

- (i) 一年目については、一キログラムにつき十五円三十銭
- 三年目については、一キログラムにつき十三円六十銭
- 回年目については、一キログラムにつき十二円八十銭
- (v) 五年目については、<br/>一キログラムにつき十一円九十銭
- が 六年目については、一キログラムにつき十一円十銭
- ・ 七年目については、一キログラムにつき十円二十銭

- (iii) 八年目及びその後の各年については、一キログラムにつき九円四十銭
- (mm)割当ての対象となるものについて、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益は、 実施区分の欄に「JPM2」を掲げる品目に該当する原産品であって世界貿易機関設立協定に基づく関税 次のとおりとす

る。

- (i) 一年目については、一キログラムにつき七円二十銭
- ① 二年目については、一キログラムにつき六円八十銭
- 三年目については、一キログラムにつき六円四十銭
- (i) 四年目については、一キログラムにつき六円
- (v) 五年目については、<br/>
  一キログラムにつき五円六十銭
- が 六年目については、一キログラムにつき五円二十銭
- 一 七年目については、一キログラムにつき四円八十銭
- (iii) 八年目及びその後の各年については、一キログラムにつき四円四十銭
- (nn)実施区分の欄に「TRQ-n」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、 当該品目に適用可能な

関税割当ての条件であって、次款に定めるものに従うものとする。

3 除き、 2に規定する関税の撤廃又は削減のために毎年行われる引下げは、 毎年均等であるものとする。 2において別段の定めがある場合を

第三款 関税割当て

1 用者がこの款の規定を理解するに当たっての便宜のために付するものであり、 される各関税割当ての適用範囲を変更するものではなく、 この款において、 各関税割当ての表題における品名は、 又は当該適用範囲に代わるものではない。 必ずしも網羅的ではない。 関連する品目に応じて設定 当該品名は、 専ら利

2 未満の端数は、これを四捨五入する(○・五は、一・○とする。)。 分数を乗じて得た割当数量を、 生ずる日における年の残余の月数(この協定が効力を生ずる日が属する月を含む。)から成る整数とする 力を生じた後最初の年の期間中、この款に定める割当数量に、分母を十二とし、分子をこの協定が効力を 日本国は、 この協定が効力を生ずる日における年の残存期間が十二箇月未満の場合には、 割当ての申請者が利用可能なものとする。この2の規定の適用上、一・〇 この協定が効

3 TRQ-JP1 混合物及び練り生地並びにケーキミックス

(a) 合計割当数量については、次のとおりとする。 アメリカ合衆国からの心に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における

年	合計割当数量(メートル・トン)
	一〇、八〇〇
11	11,100
[11]	11,500
巳	一、七〇〇
Н	111, 000
六年目及びその後の各年	111,000

(b) て輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。 アメリカ合衆国からの心に規定する品目に該当する原産品であって、心に定める合計割当数量を超え

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九○一二○・二三二、一九○一二○・二三二、一九○一二○・二

三五及び一九〇一二〇・二四三の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP1の規定による関税割当てを運用

し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

### 4 TRQ-JP2 小麦

(a) アメリカ合衆国からの他に規定する品目に該当する原産品であって、任及びぼに定めるところにより

日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量

並びに当該原産品の各年における最低売渡価格を設定するための最大輸入差益については、次のとおり

とする。

一 四 ·	一四・五	111代、000	
一五・一	一五・三	1110′000	
いての額(円)) プ2)(一キログラムにつめの最大輸入差益(グルーめの最大である。	いての額(円)) プ1)(一キログラムにつめの最大輸入差益(グルー 最低売渡価格を設定するた	合計割当数量(メートル・トン)	年

(c)				(b)							
	<ul><li>(ii) グループ2とは、(i)</li></ul>	ホワイトの小麦の銘柄をいう。	(i) グループ1とは、ダ	。 このTRQ-JP2の規定の適用上、	九年目及びその後の各年	八	七	六	五	四	Ξ
アメリカ合衆国からの他に規定する品目に該当する原産品であ	<ul><li>(i)に規定する小麦の銘柄以外の全ての小麦</li></ul>	をいう。	グループ1とは、ダーク・ノーザン・スプリング、	規定の適用上、	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	1 표0、000		一三八、〇〇〇	11111, 000
	7の全ての小麦の銘柄をいう。		ハード・		九・四	九・四		1   •	一 - 九	二二、八	一三・六
って、 のに定める合計割当数量を超え	j.		レッド・ウインター及びウェスタン・		八・五	八·五	九・四	一〇·四	1   •   11	111.11	1111-11

三八

て輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

- (d) (a)から(c)までの規定は、 関税分類番号一〇〇一一一・〇一〇、一〇〇一一九・〇一〇、一〇〇一九
- 一・〇一一、一〇〇一九一・〇一九、一〇〇一九九・〇一一、一〇〇一九九・〇一九及び一〇〇八六
- ○・二一○の品目に該当する原産品について適用する。
- (e) 承 おける関税割当ての外に設定するものとし、 継する者が、 このTRQ-JP2の規定による関税割当てについては、 国家貿易企業として、売買同時契約 農林水産省(以下「MAFF」という。) (以下「SBS」という。) 方式を用いて運用す 世界貿易機関設立協定の 日本国の 又 は M 譲許表に A F Fを

る。

(f) 入札における入札数量の全てがより高い額で応札されない限り、当該応札を拒否してはならない。 は、SBS入札における最低売渡価格と等しい額又はそれを超える額での応札については、 者が産品に対して支払う額に加えることができる最大の額をいう。MAFF又はMAFFを承継する者 F 又 は M このTRQ-- JP2の規定の適用上、「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」とは、MAF AFFを承継する者が最低売渡価格を設定するに当たって、MAFF又はMAFFを承継する 当該SBS

(g) るが、 る。 の差額については、 SBS取引の際に産品に対して購入者が支払う額とMAFF又はMAFFを承継する者が支払う額と 当該輸入差益については、 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはなら MAFF又はMAFFを承継する者が当該産品についての輸入差益として保有す 最低売渡価格を設定するための最大輸入差益よりも大きいものとなり得

5 TRQ-JP3 煎ってない麦芽

ない。

(a) アメリカ合衆国からの心に規定する品目に該当する原産品であって、 無税となるものの各年における

合計割当数量については、次のとおりとする。

二九、六〇〇	四
114、1100	
1回、八〇〇	
1111, 500	
合計割当数量(メートル・トン)	年

七三五合計割当数量(メートル・トン) 合計割当数量(メートル・トン)	6 TRQ-JP4 煎った麦芽 chilling
書を発給する。	し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。
先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP3の規定による関税割当てを運用	d 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じて
・〇二九の品目に該当する原産品について適用する。	ⓒ @及び⑮の規定は、関税分類番号一一○七一○・○二九の品目
当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。	て輸入されるものの関税率については、当該原産
する原産品であって、回に定める合計割当数量を超え	<ul><li>(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であ</li></ul>
	六年目及びその後の各年
11117, 000	五

(b) て輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。 アメリカ合衆国からの心に規定する品目に該当する原産品であって、向に定める合計割当数量を超え

=	±±0
[11]	八〇五
四	八旦〇
五	八七五
六	九一〇
七	九四五
八	九八〇
九	一、〇一五
	一、〇五〇
一一年目及びその後の各年	一、〇五〇

- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一○七二○・○二○の品目に該当する原産品について適用する。
- (d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP4の規定による関税割当てを運用

し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

7 TRQ-JP5 プロセスチーズ

(a) アメリカ合衆国からの心に規定する品目に該当する原産品の各年における合計割当数量及び当該原産

品の各年における枠内税率については、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)	枠内税率(パーセント)
	田〇二	11111111111111111111111111111111111111
	011	二九・〇
111	HII.	二五・四
四	0111	二·八
五	二五	一八・一
六		一四・五

七	一三五	一〇・九
八	1 邑〇	七・二
九	一四五	三・六
10	一五〇	0
一一年目及びその後の各年	一五〇	0

(b) て輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。 アメリカ合衆国からの心に規定する品目に該当する原産品であって、心に定める合計割当数量を超え

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号○四○六三○・○○○の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、 先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP5の規定による関税割当てを運用

し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

8 TRQ-JP6 ホエイ

(a) アメリカ合衆国からの関税分類番号○四○四一○・一三五、○四○四一○・一四五、○四○四一○・

匹匹

一八五、〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原

産品の枠内税率については、無税とする。アメリカ合衆国からの関税分類番号○四○四一○・一二五及

び○四○四一○・一六五の品目に該当する原産品の枠内税率については、次のとおり削減する。

一九・〇	3		
〇 一九 • 〇		0	
	〇 一三・六	=	

(b)  $\overline{\phantom{a}}$ 一一年目及びその後の各年 (a)に定める枠内税率については、次の(i)及び(i)の要件を満たす場合に適用する。  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 

(i) アメリカ合衆国からのaに規定する原産品の各年における合計輸入数量が次の合計割当数量を超え

ないこと。

年	合計割当数量(メートル・トン)
	月、四〇〇
	五、八〇〇
	八、1100
四	六、六〇〇
五	七、000
六	七、四〇〇

四 五

(i) 次のいずれかの条件を満たすこと。

(A) 関税分類番号○四○四一○・一二五及び○四○四一○・一六五の品目に該当する原産品の灰分の

含有率が十一パーセント以上であること。

(B) 関税分類番号〇四〇四一〇・一四五、〇四〇四一〇・一八五、〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四

九○・一二八及び○四○四九○・一三八の品目に該当する原産品がホエイ(乳幼児用の調製粉乳の

製造に使用するものに限る。) 又はミルクの天然の組成分から成る製品 (乳幼児用の調製粉乳の製

造に使用するものに限る。)であること。

- (C) ぱく質の含有率が五パーセント未満のホエイパーミエイトであること。 関税分類番号○四○四一○・一三五及び○四○四一○・一四五の品目に該当する原産品が、たん
- (c) (i) 関税分類番号〇四〇四一〇・一二五、〇四〇四一〇・一三五、〇四〇四一〇・一四五、
- ○・一六五及び○四○四一○・一八五の品目に関し、アメリカ合衆国からの原産品であって、尙に定
- める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、次の実施区分に従って決定する。
- (A) 定める実施区分「JPB16\*\*」及び「JPB16\*\*\*」 乳たんぱく質の含有率が二十五パーセント未満の原産品については、 前款2(x)及び(y)にそれぞれ
- (B) 2 ( ) 及び( a) にそれぞれ定める実施区分「JPB21\*」及び「JPB21\*\*」 乳たんぱく質の含有率が二十五パーセント以上四十五パーセント未満の原産品については、 前款
- (C) 定める実施区分「JPB6\*\*\*\*」及び「JPB6\*\*\*\*\*」 乳たんぱく質の含有率が四十五パーセント以上の原産品については、前款2fb及びgcそれぞれ
- (D) 着色料を加えた原産品であって、配合飼料を製造するためのものについては、 前款2(a)に定める

実施区分「EIF」

- (ii) アメリカ合衆国からの関税分類番号○四○四九○・一一八、○四○四九○・一二八及び○四○四九
- ○・一三八の品目に該当する原産品であって、⑥に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関
- 税率については、 当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。
- (d) (i) (a)、(b)及び(c)(i)の規定は、 関税分類番号〇四〇四一〇・一二五、〇四〇四一〇・一二六、〇四〇四
- ○・一二七、○四○四一○・一二八、○四○四一○・一三五、○四○四一○・一三六、○四○四
- ○・一三七、○四○四一○・一四五、○四○四一○・一四六、 ○四○四一○・一四七、
- 四八、 ○四○四一○・一六五、○四○四一○・一六六、○四○四一○・一六七、
- ○・一八五、 ○四○四一○・一八六及び○四○四一○・一八七の品目に該当する原産品について適用

する。

(ii) 四九〇・一三八の品目に該当する原産品について適用する。 (a)、(b)及び(c)ijの規定は、 関税分類番号〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇

(e) 日 当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。 本国は、 先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP6の規定による関税割当てを運用

9

(a)

アメリカ合衆国からの個に規定する品目に該当する原産品の各年における合計割当数量については、

TRQ-JP7 ぶどう糖及び果糖

次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
	五四〇
11	六二〇
	口11日
四	八一〇
五	九〇〇
六	九九〇
七	1,040
八	一、一七〇
九	1、11六〇

四九

一一年目及びその後の各年 一、三五〇		一、三五〇
	一一年目及びその後の各年	一、三五〇

- (b) (i) アメリカ合衆国からの他に規定する品目に該当する原産品の枠内税率については、 無税とする。
- (ii) ては、 は、当該原産品に含まれる乾燥状態におけるしょ糖の重量により決定する。 類番号一七○一九九・二○○の品目に該当する原産品に対して適用される調整金の額を上回ってはな 産品に含まれる砂糖に調整金を課することができる。 らない。アメリカ合衆国からのdjijに規定する品目に該当する原産品に含まれる砂糖の重量について アメリカ合衆国からのdilに規定する品目に該当する原産品に対する調整金以外の枠内税率につい 当該原産品に含まれる砂糖の重量一キログラムにつき二十一円五十銭とし、 当該調整金の額については、 輸入の時に関税分 日本国は、 当該原
- (c) て輸入されるもの アメリカ合衆国からの他に規定する品目に該当する原産品であって、他に定める合計割当数量を超え の関税率については、 当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。
- (d) (i) (a)、(b)(i)及び(c)の規定は、 関税分類番号一七〇二三〇・二二一、一七〇二三〇・二二九、一七〇二

四〇・二二〇、一七〇二六〇・二二〇及び一七〇二九〇・五二九の品目に該当する原産品について適

用する。

(ii) (a)、(b)(i)及び(c)の規定は、 関税分類番号一七〇二三〇・二一〇、一七〇二四〇・二一〇及び一七〇

二六〇・二一〇の品目に該当する原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP7の規定による関税割当てを運用

し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

10 TRQ-JP8 とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉

(a) アメリカ合衆国からの心に規定する品目に該当する原産品であって、 無税となるものの各年における

合計割当数量については、次のとおりとする。ただし、 当該原産品が、でん粉糖、デキストリン、デキ

ストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するでん粉である場合

には二十五パーセントを超えない範囲の調整金が課されることを条件とするものとし、それ以外の用途

に使用するでん粉である場合には調整金が課されることはない。

年

合計割当数量(メートル・トン)

	二、六五〇
1.1	二、
	二、九五〇
四	111, 100
五	三、二五〇
六年目及びその後の各年	三、二角〇

(c) (b) 九一及び一一〇八一三・〇九九の品目に該当する原産品について適用する。 て輸入されるものの関税率については、 (a)及び(b)の規定は、 アメリカ合衆国からの心に規定する品目に該当する原産品であって、心に定める合計割当数量を超え 関税分類番号一一〇八一二・〇九一、一一〇八一二・〇九九、一一〇八一三・〇 当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(d) 日本国は、 当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。 先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP8の規定による関税割当てを運用

11

TRQ-JP9 イヌリン

(a) 合計割当数量については、次のとおりとする。 アメリカ合衆国からの心に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における

4	
	二〇五
	0111
	二五
四	0 1 1
五	二二五
六	1   111   ( )
七	二三五
八	
九	二四五

 $\overline{\phantom{a}}$ 

(b) アメリカ合衆国 からの心に規定する品目に該当する原産品であって、 (a)に定める合計割当数量を超え

て輸入されるもの の関税率については、 当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

関税分類番号一一〇八二〇・〇九〇の品目に該当する原産品について適用する。

(c)

(a)及び(b)の規定は、

(d) Ļ 日 当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。 本国 点は、 先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP9の規定による関税割当てを運用

第四款 農産品セーフガード措置

この款は、次の事項を定める。

1

- (a) 農産品セーフガード措置の対象となる原産農産品
- (b) (a)に規定する措置の発動水準
- (c) (a)に規定する原産農産品のそれぞれについて各年において適用される最高の関税率

- 2 日本国は、 第五条1の規定にかかわらず、 9から15までに規定する特定の原産農産品に対するセーフ
- ガード措置をとることができる。
- 3 日 本国は、 この款に定める条件が満たされる場合には、 農産品セーフガード措置として、 次の関税率の
- うち いずれ か低いものを超えない水準まで2に規定する原産農産品の 関税を引き上げることができる。
- (a) 当該農産品セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率
- (b) この協定が効力を生ずる日の前日における実行最恵国税率
- (c) この款に定める関税率
- 4 置をとった日から六十日以内に、 日 本国は、 透明性のある方法で農産品セーフガード措置を実施する。 アメリカ合衆国に対して書面により通報を行い、 日本国は、 及びアメリカ合衆国に 農産品セーフガード措
- 対して当該農産品セーフガード措置に関する関連データを提供する。日本国は、アメリカ合衆国の 書面に

当該農産品セーフガード措置の適用に関し、

電子メール、電話会議、

ビデオ

よる要請があった場合には、

会議、 対面等により、 アメリカ合衆国の個別の質問に応じ、及びアメリカ合衆国に対して情報を提供す

る。

- 5 は、 については、 (p) 日本国とアメリカ合衆国との間の書面による合意により効力を生ずる。 10 (a) (ii) (B) 及び(ii) (B) 、12 (a) 、13 (a) 並びに14 (b) に定める農産品セーフガード措置の適用のための条件 日本国とアメリカ合衆国との間の協議の後に修正することができる。その修正された条件
- 6 3 (で)に規定する関税率が零となる日以後は、 農産品セーフガード措置をとり、 又は維持してはならな

7

三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とす 及び第二文の規定に従って決定するに当たり、一・○未満の端数は、これを四捨五入する(○・五は、一・○ 六十五」をそれぞれ「四箇月」及び「百二十一」と読み替えるものとする。適用される発動水準を第一文 残存期間が十二箇月未満のときは、 \ <u>`</u> る分数を乗じて得た発動水準を適用する。ただし、4の規定の適用については、「十二箇月」及び「三百 日本国は、 第一款4の規定が適用される場合において、この協定が効力を生ずる日における最初の年の 当該年の期間中、この款の関連する規定に定める発動水準に、 分母を

8 この款の規定の適用上、

とする。)。

- (a) 「会計年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。
- (b) 「四半期」とは、次のいずれかの期間をいう。
- (i) 四月一日から六月三十日まで
- ii 七月一日から九月三十日まで
- (i) 一月一日から三月三十一日まで
- 牛肉についての農産品セーフガード措置

9

- (a) 該当する原産農産品について、 日本国は、 2の規定に従い、 (b)に定める条件が満たされる場合にのみ、 日本国の表の 「実施区分」 欄に「SG1\*」又は 当該原産農産品に対して農産 「SG1\*\*」を掲げる品目に
- (b) 日本国は、 各年におけるアメリカ合衆国からの(aに規定する原産農産品の合計輸入数量が次に定める

品

セーフガード措置をとることができる。

発動水準を超える場合にのみ、 当該原産農産品に対して国の規定に基づく農産品セーフガード措置をと

ることができる。

- (i) 一年目については、 (k)に定める発動水準
- (ii) 二年目については、二十四万二千メートル・トン
- (iii) 三年目から九年目までの各年については、 当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン

ン引き上げたも

引き上げたもの

(iv) 十年目から十四年目までの各年については、 当該年の前年の発動水準を二千四百二十メートル・ト

十五年目及びその後の各年については、

(v)

(c) (b)の規定にかかわらず、日本国及びアメリカ合衆国は、 き上げたもの 四年目の前半の終わりまでに、また、いずれ

当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引

- か の各年における適用の条件を修正するために協議する。 の締約国の要請によりいつでも、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置の五年目及びその後 協議の結果として修正された条件は、 日本国と
- アメリカ合衆国との間の書面による合意により効力を生ずる。
- (d) (i) 「SG1\*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3ⓒに規定する関税率は、 次のとおりとす

る。

- (A) 一年目及び二年目については、三十八・五パーセント
- (B) 三年目から九年目までについては、三十パーセント
- (C) 十年目から十三年目までについては、二十パーセント
- (D) 十四年目については、十八パーセント
- (E) 十五年目及びその後の各年については、
- (1) 日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合に
- は、 当該 前 年の関税率を一パーセント引き下げたもの
- (2) 該前年の関税率と同じもの 日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、 当

(ii) 「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3ⓒに規定する関税率は、次のとおりとす

(A)

る。

一年目及び二年目については、三十八・五パーセント

- (B) 三年目については、三十二・七パーセント
- (C) 四年目については、三十・六パーセント
- (D) 五年目から九年目までについては、三十パーセント
- (E) 十年目から十三年目までについては、二十パーセント
- (F) 十四年目については、十八パーセント

十五年目及びその後の各年については

(G) (1) 日 本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合に

は、

当該

前

年の関税率を一パーセント引き下げたもの

(2)日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、 当

該前年の関税率と同じもの

(iii) フガード措置がその翌年においてもとられている場合には、当該農産品セーフガード措置の適用に当 (b)に定める条件が一の年において満たされ、その結果として(e)(j)又は(ji)の規定に基づき農産品セー

たっての3ⓒに規定する関税率は、当該農産品セーフガード措置がとられている間、

当該条件が満た

された年について適用される関税率とする。

- (e) (a)及び(b)に規定する農産品セーフガード措置については、 次の期間維持することができる。
- (i) ド措置 合計輸入数量が心に定める発動水準を一月三十一日以前に超える場合には、  $\overline{\mathcal{O}}$ 適用の 日が属する会計年度の終了までの期間 当該農産品セーフガー
- (ii) 用の 合計輸入数量が心に定める発動水準を二月中に超える場合には、 日 カ · ら 四 十五 日 の期間 当該農産品セーフガー - ド措置 匠の適
- (iii) 合計輸入数量 が

  的

  に
  定

  め

  る
  発動

  水
  準

  を

  三

  月
  中

  に
  超

  え

  る

  場
  合

  に

  は

  、 当該農産品セーフガー ド措置の適

用の日から三十日

「の期間

- (f) (i) 計輸入数量がゆに定める発動水準を超えた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。 この9の規定の適用上、 農産品セーフガード措置を維持することができる期間は、 原産農産品の合
- (ii) して、 の終了後五執務日以内に公表する。 この9の規定の適用上、 次の期間におけるアメリカ合衆国からの国に規定する原産農産品の合計輸入数量を各公表期間 日本国の税関当局は、この9の規定を実施するためにとる例外的な措置と

- (A) 会計年度の開始から各公表期間の終了までの期間
- (B) 十年目から十四年目までについては、 四半期の開始から各公表期間の終了までの期間
- (iii) こ の 9 の規定の適用上、 「公表期間」とは、 次のそれぞれの期間をいう。
- (A) 各月の初日から当該月の十日までの期間
- (B) 各月の十一日から当該月の二十日までの期間
- (C) 各月の二十一日から当該月の末日までの期間
- (g) (i) には、 IJ は、当該四半期における当該原産農産品の合計輸入数量が当該四半期のセーフガードの発動数量を超 えた公表期間の終了後五執務日目 に従って当該原産農産品に対する関税率を九十日の期間引き上げることができる。 産農産品 日本国 カ合衆国から 30に規定する関税率は、 は、  $\mathcal{O}$ 合計 (b)  $\mathcal{O}$ 輸入数量が近に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、  $\bar{O}$ 日本国 規定にかかわらず、 の表  $\mathcal{O}$ 「実施区分」 次のとおりとする。 の日の翌日までに開始する。この(gに定める条件が満たされる場合 十年目から十四年目までの各年について、 欄に 「SG1\*」又は 「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原 四半期におけるアメ 当該九十日 3 Ø  $\mathcal{O}$ 期間 規定

- (A) 十年目から十三年目までの間に当該条件が満たされる場合には、二十パーセント
- (B) 十四年目に当該条件が満たされる場合には、十八パーセント
- (ii) 発動 このぽの規定の適用上、 水準 Ö 四分の 一のものの百十七パーセントをいう。 「四半期のセーフガードの発動数量」とは、 各年について、 (b)(iv)に定める
- (iii) 間 計輸  $\mathcal{O}$ 輸入数量 セーフガー 日 日本国  $\mathcal{O}$ 入数量 本国 終了の日又は他に定める期間の終了の日のいずれか遅い日まで、 が (b) (iv) は、  $\overline{\mathcal{O}}$ 表の ド措置を維持することができる。 がいに定める四半期のセーフガードの (b)の規定にかかわらず、 に定める各年における発動水準を超え、 実施区分」 欄に 「SG1\*」 十年目から十四年目までの各年について、アメリカ合衆国 又は 「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品 発動数量を超える場合には、 同時に、 四半期における当該原産 この9の規定に基づく農産品 (i)に定める九十日 農産 品  $\mathcal{O}$ 合計  $\mathcal{O}$ から の合 期
- (h) とらない場合には、 日 本国は、 十四年目の後の連続する四会計年度の間この9の規定に基づく農産品セーフガード措置を その後は、 この9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- (i) 日本国は、 アメリカ合衆国からの日本国の表の 「実施区分」 欄に「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品

えば、 間停止した場合には、その停止を全面的又は実質的に解除した後四年間は、アメリカ合衆国からの当該 原産農産品に対してこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。自然災害 ならない期間は、 メリカ合衆国からの当該原産農産品に対してこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとっては 目に該当する原産農産品の日本国への輸入を衛生上の懸念のために全面的又は実質的に三年を超える期 厳しい干ばつ)によりアメリカ合衆国における生産力の回復が妨げられる場合には、 五年とする。 日本国 l が ア (例

- (j) 関税暫定措置法 日本国は、 日本国 (昭和三十五年法律第三十六号)第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適 ロの表の 「実施区分」 欄に 「SG1\*」を掲げる品目に該当する原産農産品については、
- (k) 六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする 分数を乗じて得たものに決定される。 (b) 可規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、二十四万二千メートル・トンに、分母を三百 適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、

一・○未満の端数は、これを四捨五入する(○・五は、一・○とする。)。

F

える場合

措置をとることができる。

(a) 産品 日本国は、 (以下「SG2産品」という。)について、次の条件が満たされる場合にのみ、 2の規定に従い、 日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に該当する原産農 農産品セーフガ

(i) 一年目については、アメリカ合衆国からのSG2産品の合計輸入数量が、 (f)に定める発動水準を超

(ii) 当該年に先立つ三会計年度の間の 数量のうち最大のものの百十六パーセントを超える場合 二年目及び三年目については、 各年におけるアメリカ合衆国からのSG2産品の合計輸入数量が、 一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG2産品の合計輸入

(iii) 四年目及び五年目については、次のとおりとする。

(A) 2 産 品 メリカ合衆国からの当該SG2産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十六パーセントを超える 日本国は、 の各年における合計輸入数量が、 アメリカ合衆国からの基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるSG 当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるア

場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガー

ド措置をとることができる。

(B) 品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。 ける合計輸入数量が、 う。)であって日本国 PTPPの規定に従ってCPTPPにおける原産品とされる産品 包括的及び先進的な協定 で輸入される二千十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する 日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2産品及び当該価格 次に定める発動水準を超える場合には、 1の表の (以下「CPTPP」という。) の締約国 「実施区分」 欄に 「SG2」を掲げる品目に分類されるもの アメリカ合衆国からの当該SG2産 (以下「CPTPP原産品」 (原署名国に限る。) からのC の各年にお とい

- (1) 四年目については、九万メートル・トン
- (2) 五年目については、十万二千メートル・トン

六年目から十年目までの各年については、次のとおりとする。

(iv)

(A) 日本国は、 アメリカ合衆国からの基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるSG

2 産 F 場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガー メリカ合衆国 措置をとることができる。 品の各年における合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるア からの当該SG2産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十九パーセントを超える

(B) 表の に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。 に定める発動 で輸入されるCPTPPの締約国 日本国は、 「実施区分」 アメリカ合衆国からの基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2産品及び当該価格 水準を超える場合には、 欄に 「SG2」 を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量 (原署名国に限る。 アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定 からのCPTPP原産品であっ て日本国 が 次

 $\mathcal{O}$ 

- (1) 六年目については、 十一万四千メートル・トン
- (2)七年目については、 十二万六千メートル・トン
- (3)八年目については、 十三万八千メートル・トン
- (4)九年目については、十五万メートル・トン

(5) 十年目については、十五万メートル・トン

近及びこのの規定の適用上、「基準価格」とは、次の

(C) 関税分類番号〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三一二・〇二四、〇二〇三一二・〇二五、〇二〇三

一九·○二三、○二○三一九·○二四、○二○三一九·○二五、○二○三二二·○二三、○二○三

二二・○二四、○二○三二・○二五、○二○三二九・○二三、○二○三二九・○二四、○二○三

二九・〇二五、〇二〇六三〇・〇九三、〇二〇六三〇・〇九四、〇二〇六三〇・〇九五、〇二〇六

四九・〇九三、〇二〇六四九・〇九四又は〇二〇六四九・〇九五の品目に該当する原産農産品につ

いては、一キログラムにつき三百九十九円

(D) 二一・〇二〇、〇二〇三二一・〇三一又は〇二〇三二一・〇三二の品目に該当する原産農産品につ 関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇、〇二〇三一一・〇三一、〇二〇三一一・〇三二、〇二〇三

いては、一キログラムにつき二百九十九円二十五銭

(b) SG2産品に関し、3個に規定する関税率は、次のとおりとする。

(i) 関税分類番号〇二〇三一一・〇四〇、〇二〇三一二・〇二二、〇二〇三一九・〇二二、〇二〇三二

一・○四○、○二○三二十○二二、○二○三二九・○二二、○二○六三○・○九九又は○二○六四

九・○九九の品目に該当するSG2産品については、

- (A) 一年目及び二年目については、四パーセント
- (B) 三年目から五年目までについては、三・四パーセント() 一年目がて14目については、三・四パーセント() 14目ができます。
- (C) 六年目から八年目までについては、二・八パーセント
- (D) 九年目及び十年目については、二・二パーセント
- (ii) 関税分類番号〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三一二・〇二四、〇二〇三一二・〇二五、〇二〇三一
- 二・〇二四、〇二〇三二二・〇二五、〇二〇三二九・〇二三、〇二〇三二九・〇二四、〇二〇三二 九・〇二三、〇二〇三一九・〇二四、〇二〇三一九・〇二五、〇二〇三二二・〇二三、〇二〇三二
- 九・〇二五、〇二〇六三〇・〇九三、〇二〇六三〇・〇九四、〇二〇六三〇・〇九五、〇二〇六四
- 九・○九三、○二○六四九・○九四又は○二○六四九・○九五の品目に該当するSG2産品について
- は、次のもののうちいずれか低いものとする。
- (A) 一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第一セーフガード基準輸入価格との差額

- (B) 第一代替税率
- この山の規定の適用上、
- (C) 「第一セーフガード基準輸入価格」とは、一キログラムにつき五百二十四円に、百パーセントに

各年について①に定める関税率を加えた百分率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

- (D) 「第一代替税率」とは、次の関税率をいう。
- (1) 一年目から三年目までについては、関税分類番号〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三一九・〇二

三、〇二〇三二二・〇二三、〇二〇三二九・〇二三、〇二〇六三〇・〇九三又は〇二〇六四九・

- ○九三の品目について日本国の表に定める関税率
- (3) 九年目及び十年目については、一キログラムにつき七十円

四年目から八年目までについては、一キログラムにつき百円

(2)

- (iii) 関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇、〇二〇三一一・〇三一、〇二〇三一一・〇三二、〇二〇三二
- 一・○二〇、○二○三二一・○三一又は○二○三二一・○三二の品目に該当するSG2産品について

は、次のもののうちいずれか低いものとする。

- (A) 一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第二セーフガード基準輸入価格との差額
- (B) 第二代替税率

この⑪の規定の適用上、

(C) 「第二セーフガード基準輸入価格」とは、 一キログラムにつき三百九十三円に、百パーセントに

各年について⑴に定める関税率を加えた百分率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

- (D) 「第二代替税率」とは、次の関税率をいう。
- (1) 年目から三年目までについては、 関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇又は〇二〇三二一・〇
- (2)四年目から八年目までについては、一キログラムにつき七十五円

一〇の品目について日本国の表に定める関税率

(3)九年目及び十年目については、一キログラムにつき五十二円五十銭

(c) こ の 10 の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了

時までに限って維持することができる。

(d) 日本国は、 十年目の終了後は、この10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとり、 又は維持して

はならない。

- (e) 項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。 日本国は、 SG2産品については、 関税暫定措置法 (昭和三十五年法律第三十六号)第七条の六第一
- (f) 準を第一文の規定に従って決定するに当たり、 後 最大のものの百十二パーセントに、 先立つ三会計年度の間 の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。 (a)i)の規定の適用上、 の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG2産品の合計輸 アメリカ合衆国からのSG2産品に適用される一年目の発動水準は、 分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその 一・〇未満の端数は、 これを四捨五入する(〇・五は、 適用される発動水 入数量のうち 当該年に
- 11 加工された豚肉についての農産品セーフガード措置

· 〇とする。)。

(a) 産品 日本国は、 (以下「SG3産品」という。) について、次の条件が満たされる場合にのみ、 2の規定に従い、 日本国の表の 「実施区分」欄に「SG3」を掲げる品目に該当する原産農 農産品セーフガー

ド措置をとることができる。

(i) 一年目については、アメリカ合衆国からのSG3産品の合計輸入数量が、氏に定める発動水準を超

える場合

入数量が、

(ii) 二年目から五年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からのSG3産品の合計輸

当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG3産品

の合計輸入数量のうち最大のもの の百十八パーセントを超える場合

- (iii)  $\mathcal{O}$ 入数量が、 合計輸入数量のうち最大のものの百二十一パーセントを超える場合 六年目から十年目までの各年については、 当該年に先立つ三会計年度の間 !の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG3産品 各年におけるアメリカ合衆国からのSG3産品  $\mathcal{O}$ 合計輸
- (b) (i) SG3産品に関し、3個に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (A) 年目から三年目までについては、基準税率の八十五パーセント
- (B) 四年目から八年目までについては、基準税率の六十パーセント

(C)

九年目及び十年目については、

(ii) この心の規定の適用上、基準税率は、 従価税である部分又は従量税である部分から成るものとし、

基準税率の四十五パーセント

(c) こ の 11 の規定に基づいてとる農産品セー フガー ド措置については、 発動水準を超えた会計年度の終了

ラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格の六十パーセントの額を減じて得たものとする。

- (e) (d) 時 日本国 日本 までに限って維持することができる。 国 は、 は、 SG3産品については、 十年目の終了後は、 この 関税暫定措置法 11 の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。 (昭和三十五年法律第三十六号)第七条の六第
- (f) 後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水 最大のものの百十五パーセントに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその 先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG3産品の合計輸入数量のうち 項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。 (a) i) の規定の適用上、アメリカ合衆国からのSG3産品に適用される一年目の発動水準は、 当該年に

準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・○未満の端数は、これを四捨五入する(○・五は、

一・〇とする。)。

12 ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード 措置

(a) 日本国は、 2の規定に従い、 日本国の表の 「実施区分」 欄に 「SG4\*」を掲げる品目に該当する原産農

産 品について、 次の条件が満たされる場合にのみ、 当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置を

とることができる。

(i) 計輸入数量が、 一年目から四年目までの各年については、 次に定める発動水準を超える場合 各年におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合

年目については、 f)に定める発動水準

(A)

(B)

二年目については、

千メートル・トン

(C) 三年目については、 千五十メートル・トン

(D) 四年目については、千百メートル・トン

(ii) 五年目及びその後の各年については、アメリカ合衆国からの当該原産農産品及びCPTPPの締約

(原署名国に限る。) からのCPTPP原産品であって日本国の表の 「実施区分」 の欄に「SG4\*」

玉

を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、 次に定める発動水準を超える場合

- (A) 五年目については、 五千八百八十九メートル・トン
- (B) 六年目については、 六千百六十七メートル・トン
- (C) 七年目については、 六千四百四十四メートル・トン

(D)

八年目については、

六千七百二十二メートル・トン

- (E) 九年 自については、 七千メートル・トン
- (F) 十年目については、 七千七百五十メートル・トン
- (G) 十 一 年目については、 八千五百メートル・トン

(H)

十二年目については、

九千二百五十メートル・トン

- (I)十三年目については、 一万二百五十メートル・トン
- (J) 十四年目については、 一万千二百五十メートル・トン
- (K)十五年目については、一万二千二百五十メートル・トン

- ① 十六年目については、一万三千二百五十メートル・トン
- M 十七年目については、<br />
  一万四千二百五十メートル・トン
- N 十八年目については、一万五千二百五十メートル・トン
- ① 十九年目については、一万六千二百五十メートル・トン
- (P) 二十年目及びその後の各年については、 当該年の前年の 発動水準を千二百五十メートル・トン引

き上げたもの

(i)

一年目から四年目までについては、

- (b)  $\lceil SG4* \rfloor$ を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、 3(に規定する関税率は、 次のとおりとする。
- (ii) 五年目 から九年目までについては、二十三・八パーセント及び一キログラムにつき百五円

二十九・八パーセント及び一キログラムにつき百二十円

- (iii) 十年目から十四年目までについては、十九・四パーセント及び一キログラムにつき九十円
- (iv) 十五 年目から十九年目までについては、十三・四パーセント及び一キログラムにつき七十五円
- (v) 二十年目及びその後の各年については、
- (A) 当該年の前年にこの12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、 当該前

七七

- 年のものをそれぞれ一・九パーセント及び一キログラムにつき十円七十銭引き下げたもの
- (B) のをそれぞれ一パーセント及び一キログラムにつき五円引き下げたもの 当該年の前年にこの12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、 当該前年のも
- (c) 時 こ の 12 までに限って維持することができる。 の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、 発動水準を超えた会計年度の終了
- (d) (e) (i) とらない場合には、 日本国 日本国は、 は、 十九年目の後の連続する三会計年度の間この12の規定に基づく農産品セーフガード措置を aの規定にかかわらず、 その後は、 この 12 の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならな 次のいずれか の条件が満たされる場合には、 この12の規定に基
- づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- (A) 自国において脱脂粉乳が国内的に不足していること。
- (B) 自国において脱脂粉乳に対する国内需要の明らかな減少がないこと。
- (ii) に定める条件のいずれかが満たされていると信ずるときは、アメリカ合衆国は、次のことを行うこと 日本国がこの12 の規定に基づく農産品セーフガード措置をとる場合において、アメリカ合衆国がい

ができる。

- (A) 日本国に対し、 日本国が①に定める条件のいずれも満たされていないと考える理由を説明するよ
- う求めること。
- (B) 品セーフガード措置の適用を停止するよう要請すること。 日本国に対し、 当該農産品セーフガード措置がとられた会計年度の残余の期間における当該農産
- (f) (a) (i) (A) の規定の適用上、 適用される一年目の発動水準は、千メートル・トンに、分母を三百六十五と

じて得たものに決定される。 分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗 適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・○未

満の端数は、 これを四捨五入する(○・五は、一・○とする。)。

13 ホエイ粉についての農産品セーフガード措置

(a) 日本国は、 2の規定に従い、日本国の表の 「実施区分」欄に「SG4\*\*」を掲げる品目に該当する原産

農産品について、次の条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置

をとることができる。

一年目から四年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合

計 輸入数量が、 次に定める発動水準を超える場合 (i)

- (A) 年目については、 (e)に定める発動水準
- (B) 二年目については、 千百メートル トン
- (C)三年目については、 千百七十五メー トル トン
- (ii) (D) 四年目については、 千二百五十メート ル トン

五年目及びその後の各年については、

アメリカ合衆国からの当該原産農産品及びCPTP

Р

の締約

玉 (原署名国に限 る。 からの C P T P P 原産品であって日本国  $\overline{\mathcal{O}}$ 表の 「実施区分」 欄に [SG4\*\*]

を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、 次に定める発動水準を超える場合

- (A) 五年目については、 六千六百六十七メートル・ トン
- (B) 六年目については、 七千メートル・トン
- (C)七年目については、 七千三百三十三メートル・ トン
- (D) 八年目については、 七千六百六十七メートル・トン

- (E) 九年目については、八千メートル・トン
- (F) 十年目については、八千五百メートル・トン
- (G) 十一年目については、九千メートル・トン
- 田 十二年目については、九千七百五十メートル・トン( - 4 目については、九千七百五十メートル・トン
- (I) 十三年目については、一万五百メートル・トン
- ① 十四年目については、一万千二百五十メートル・トン
- (K)十五年目及びその後の各年については、 当該年の前年の 発動水準を千メートル・トン引き上げた

もの

(i)

- (b) 「SG4\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、 30に規定する関税率は、 次のとおりとする。
- (ii) 五年目から九年目までについては、二十三・八パーセント及び一キログラムにつき四十五円

一年目から四年目までについては、二十九・八パーセント及び一キログラムにつき七十五円

- (iii) 十年目から十四年目までについては、十三・四パーセント及び一キログラムにつき三十円
- w 十五年目及びその後の各年については、

- (A) 年のものをそれぞれ二パーセント及び一キログラムにつき四円引き下げたもの 当該年の前年にこの13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、
- (B) のをそれぞれ一パーセント及び一キログラムにつき二円引き下げたもの 当該年の前年にこの13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、 当該前年のも
- (c) 時 こ の 13 までに限って維持することができる。 の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、 発動水準を超えた会計年度の終了
- (e) (d) 未満の端数は、これを四捨五入する(○・五は、一・○とする。)。 乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・○ とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を とらない場合には、 (a) (i) (A) 日本国は、 の規定の適用上、 十四年目の後の連続する二会計年度の間この13の規定に基づく農産品セーフガード措置を その後は、 適用される一年目の発動水準は、千百メートル・トンに、分母を三百六十五 この13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

14

オレンジ

(生鮮のものに限る。) についての農産品セーフガード措置

- (a) 措置をとることができる。 産 品について、しに定める条件が満たされる場合にのみ、 日本国は、 2の規定に従い、 日本国の表の「実施区分」 当該原産農産品に対して農産品セーフガード 欄に「SG5」を掲げる品目に該当する原産農
- (b) 規定に基づく農産品セー 原産農産品 日本国は、 の合計輸入数量が、 各会計年度の十二月一日から三月三十一日までの間のアメリカ合衆国からの回に規定する フガード措置をとることができる。 次に定める発動水準を超える場合にのみ、 当該原産農産品に対して(a)の
- (i) 一年目については、f)に定める発動水準
- (ii) 二年目については、三万七千五十メートル・トン
- Ⅲ 三年目については、三万八千九百五十メートル・トン
- (i) 四年目については、四万八百五十メートル・トン
- (v) 五年目については、四万二千七百五十メートル・トン
- (m) 六年目については、四万四千六百五十メートル・トン
- (c) 「SG5」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3ⓒに規定する関税率は、 次のとおりとする。

- (i) 一年目から三年目までについては、二十八パーセント
- 回年目から六年目までについては、二十パーセント
- (d) この14の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、 発動水準を超えた会計年度の終了
- (e) 日本国 は、 六年目の終了後は、この14 の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

時までに限って維持することができる。

- (f) (b)(iの規定の適用上、 適用される一年目の発動水準は、 次のとおりとする。
- (i) この協定が二千十九年十二月一日以前に効力を生ずる場合には、三万五千百五十メートル・トン
- (ii) 分母を百二十一とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の るに当たり、一・○未満の端数は、これを四捨五入する(○・五は、一・○とする。)。 日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定す この協定が二千十九年十二月一日後に効力を生ずる場合には、三万五千百五十メートル・トンに、
- 15 (a) 競走馬についての農産品セーフガード措置 日本国は、 2の規定に従い、 日本国の表の「実施区分」 欄に「SG6」を掲げる品目に該当する原産農

動 産品について、日本円で表示された一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格が発 る発動価 ることができる。 価格の九十パーセント未満である場合にのみ、 格に関する特別の合意が存在しない場合に限る。)とする。 当該発動価格は、 dの規定に従って合意される価格又は八百五十万円 当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をと (d)の規定によ

- (b) 「SG6」を掲げる品目に該当する原産農産品に関して、 30に規定する関税率は、 日本国  $\overline{\mathcal{O}}$ 表に定め
- (i) る実施区分 8 パ ーセントを超え四十パーセント以下である場合には、 る実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の三十パーセント 頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との 「B16」に従って当該原産農産品について決定される関税率に次の 輸入の時の実行最恵国税率と日本国 ものを加えたものとする。 差額が · 発動  $\mathcal{O}$ 価 表に定 格 の 十
- (ii) 十パーセントを超え六十パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国 定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の五十パーセント 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動 価格  $\overline{\mathcal{O}}$ 表に の 四
- (iii) 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格 の六

に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の七十パーセント 十パーセントを超え七十五パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表

(iv)十五パーセントを超える場合には、 に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の百パーセント 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の七 輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分 [B16]

(c) 日本国 は、 十四年目の終了後は、 この15の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならな

/ }

(d) 置の運用について協議を行うものとし、 日本国及びアメリカ合衆国は、いずれか一方の要請に基づき、この15に定める農産品セーフガード措 発動価格を定期的に評価し、 及び改定することについて、 相互

に合意することができる。

## 第五款 日本国の表

関税品目 (2019年4月1日の もの)	品名	基準税率	実施区分
01.01	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)		
	馬		
0101. 21	純粋種の繁殖用のもの		
	2 その他のもの		
010121. 290	(2) その他のもの	1頭につき 3,400,000円	EIF
0101. 29	その他のもの		
	2 その他のもの		
010129. 290	(2) その色のもの	1頭につき 3,400,000円	B16, SG6
01.03	豚(生きているものに限る。)		
	その他のもの		
0103. 92	1頭の重量が 50 キログラム以上のもの		
010392. 020	〔3〕 1頭の課税価格が生きている豚に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	B16
02.01	牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		
020110. 000	枝肉及び半丸枝肉	38. 5%	JPR2, SG1*
020120. 000	その他の骨付き肉	38. 5%	JPR2, SG1*
0201.30	骨付きでない肉		
020130. 010	- ロインのもの	38. 5%	JPR2, SG1*
020130. 020	一 かた、うで及びもものもの	38. 5%	JPR2, SG1*
020130. 030	一 「ものきが」 一	38. 5%	JPR2, SG1*
020130. 090	- その他のもの	38. 5%	JPR2, SG1*
02.02	牛の肉(冷凍したものに限る。)		
020210. 000	枝肉及び半丸枝肉	38. 5%	JPR2, SG1*
020220. 000	その他の骨付き肉	38. 5%	JPR2, SG1*
0202.30	骨付きでない肉		
020230. 010	- ロインのもの	38. 5%	JPR2, SG1*
020230. 020	一 かた、うで及びもものもの	38. 5%	JPR2, SG1*
020230. 030	一 ばらのもの	38. 5%	JPR2, SG1*
020230. 090	一 その他のもの	38. 5%	JPR2, SG1*
02.03	豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)		
	生鮮のもの及び冷蔵したもの		
0203. 11	枝肉及び半丸枝肉		

JPR5, SG2	1kg につき 482 円 ]	[1] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	020319. 023
		2 その他のもの	
		その他のもの	0203. 19
JPB10*, SG2	4.3%	[3] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	020312. 022
JPR5, SG2	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	- 課税価格が 1 キログラムにつき、399 円以上のもの	020312. 025
JPR5, SG2	1kg につき部分肉に係る基準輸入価」格と課税価格との差額	<ul><li>一 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの</li></ul>	020312. 024
		[2] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格(部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定肉に係る分岐点価格(部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それ区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の[3]に定める率(例えば、4.9%の場合は0.049)に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。)以下のもの	
JPR5, SG2	1kg につき 482 円	$\mathcal{L}$	
		2 その他のもの 1 キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格(部分肉に係	020312. 023
		014	0203. 12
JPB10*, SG2	4.3%	[3] 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	020311. 040
JPR4, SG2	1kg につき枝肉に係る基準輸入価格」と課税価格との差額	— 課税価格が 1 キログラムにつき、299 円 25 銭以上のもの	020311. 032
JPR4, SG2	1kg につき枝肉に係る基準輸入価格」と課税価格との差額	- 課税価格が1キログラムにつき、299円25銭未満のもの	020311. 031
		[2] 課税価格が 1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格(枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法係る分岐点価格(枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法(昭和 35 年法律第 36 号) 別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の[3] に定める率(例えば、4.9%の場合は 0.049)に 1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下のもの	
JPR4, SG2	1kg につき 361 円	[1] 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格(枝肉に係る基準輸入価格(関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第2項第1号に定める価格をいう。以下この項において同じ。)から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の[1]に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下のもの	020311. 020
		2 その他のもの	

	[2] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	·	
020319. 024	Oき、399 円未満のもの	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020319. 025	- 課税価格が1キログラムにつき、399 円以上のもの	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020319. 022	[3] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4. 3%	JPB10*, SG2
0203 21	佐家及7%半丸枝肉		
0203. 21	文図及い十名文図 2 <b>その他のもの</b>		
020321. 020	[1] 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kg につき 361円	JPR4, SG2
	-		
020321. 031	— 課税価格が1キログラムにつき、299 円 25 銭未満のもの	1kg につき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR4, SG2
020321. 032	ー 課税価格が1キログラムにつき、299 円 25 銭以上のもの	1kg につき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR4, SG2
020321. 040	[3] 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	JPB10*, SG2
0203. 22	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。) 2 その他のもの		
020322. 023		1kg につき 482 円	JPR5, SG2
		·	
020322. 024	ー 課税価格が1キログラムにつき、399 円未満のもの	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020322. 025	ー 課税価格が 1 キログラムにつき、399 円以上のもの	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020322. 022	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4. 3%	JPB10*, SG2
0203. 29	その者のもの 2		
020329. 023	[1] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの [2] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分	1kg につき 482 円	JPR5, SG2
020329. 024	- 課税価格が1キログラムにつき、399 円未満のもの	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格との差額	JPR5, SG2
020329. 025	ー 課税価格が1キログラムにつき、399 円以上のもの	る基準輸入価	JPR5, SG2
020329. 022	[3] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	JPB10*, SG2

		[2] 課税価格が 1 キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	
JPR5, SG2	1kg につき 482円	[1] 課税価格が 1 キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	020649. 093
		(2) その他のもの	
JPB8*	8.5%	(1) 臓器	020649. 091
		2 その色のもの	
		その他のもの	0206.49
B11	8.5%	2 その色のもの	020641.090
		肝臓	0206.41
		豚のもの(冷凍したものに限る。)	
JPB10*, SG2	4. 3%	[3] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	020630. 099
JPR5, SG2		- 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	020630. 095
JPR5, SG2	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	- 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	020630. 094
		[2] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	
JPR5, SG2	1kg につき 482 円	[1] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	020630. 093
		(2) その他のもの	
B11	8.5%	(1) 臓器	020630. 091
		2 その他のもの	
		豚のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	0206.30
B16	21.3%	(2) その他のもの	020629. 090
JPB13*	12. 8%	(1) 臓器	020629. 010
		2 その他のもの	
JPR3, SG1**	50.0%	1 ほほ肉及び頭肉	020629. 020
		その他のもの	0206. 29
B16	12. 8%	肝臓	020622. 000
JPB11****	12. 8%	出	020621.000
		牛のもの(冷凍したものに限る。)	
JPB13*	12. 8%	— その他のもの	020610. 019
JPB11****	12. 8%	- H	020610. 011
		(1) 臓器及び舌	
		2 その他のもの	
JPR3, SG1**	50.0%	1 ほほ肉及び頭肉	020610.020
		牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	0206. 10
		展用のNo Mona   Mana   Mana	02.06
		<b>ポ</b> タ	

JPB11**, SG3	8.5%	[2] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	021011. 020
JPB11*, SG3	1kg につき豚肉加工品に係る基準輸入価格に 1.5 を乗じて得た額と課税価格に 0.6 を乗じて得た額との差額	注: 株式川作が、1 キョン・ペーラは、 株内川土田で味る万坂沢川田 (株内川土田で味る) 基準輸入価格 (関熱暫定措置法 (昭和 35 年法律第 36 号) 別表第 1 の 3 の 2 に定める期間 内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第 4 項第 1 号に定める価格をいう。以下 この項及び第 16.02 項において同じ。)を、当該区分に対応する同法別表第 1 の 3 に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の〔2〕に定める率(例えば、9.8%の場合は 0.098)に 0.6 を加えた数で除し、これに 1.5 を乗じて得た価格をいう。以下この項及び第 16.02 項において同じ。)以下のもの	021011. 010
		æ	0210. 11
		聚の肉	
		冬及い食用のくす  冬  塩属し、塩水漬けし、乾燥し入はくん製したものに吸る。   並ひに肉又はくす  肉の食用の粉及びミール	02.10
EIF	6.0%		020910. 000
	7.	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪(溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び 冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)	02. 09
EIF	9.6%	- その他のもの	020745.090
EIF	3.0%	一 肝臓	020745.010
		その他のもの(冷凍したものに限る。)	0207. 45
B6	9.6%	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	020744. 000
EIF	3.0%	脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	020743. 000
EIF	9.6%	分割してないもの(冷凍したものに限る。)	020742. 000
		あひるのもの	
EIF	3.0%	2 その他のもの	020727. 200
		分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。)	0207.27
EIF	3.0%	分割してないもの(冷凍したものに限る。)	020725. 000
		七面鳥のもの	
B6	11. 9%	(2) その他のもの	020714. 220
B11	8.5%	(1) 骨付きのもも	020714. 210
		2 その他のもの	
		分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。)	0207.14
B11	11. 9%	分割してないもの(冷凍したものに限る。)	020712.000
		鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの	
	- Ku	肉及び食用のくず肉で、第 01.05 項の家きんのもの (生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	02.07
JPB10*, SG2	4.3%	[3] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	020649.099
JPR5, SG2	Ikg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	- 課税価格が1キログラムにつき、399 円以上のもの	020649.095
JPR5, SG2	Ikg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	- 課税価格が1キログラムにつき、399 円未満のもの	020649. 094

B11	29. 8% B	也のもの	040310. 219
B11	26. 3% B	- 砂糖その他の甘味料を加えたもの(止味重量が 10 キログラム以下の直接包装したものに限る。)	040310. 211
		(1) フローズンヨーグルト	
		2 その他のもの	
		ヨーグルト	0403.10
		リーム (濃縮若しくは乾燥をし、 くはココアを加えてあるかない	
		バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化した	04.03
JPR9	1kg につき 425 円	―― その他のもの	040221. 217
		— 飼料用のもの	
		(1) 学校等給食用のもの及び飼料用のもの	
		2 その他のもの	
		砂糖その他の甘味料を加えてないもの	0402. 21
		粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。)	
		ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)	04.02
EIF	4. 2% E	3 その他のもの	021099. 090
JPB11**, SG3	8.5% J	[2] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	021099. 019
JPB11*, SG3	1kg につき豚肉加工品に係る基準輸入価格に 1.5 を乗じて得た額と課 J 税価格に 0.6 を乗じて得た額との J 税価格に 0.6 を乗じて得た額との J 差額	[1] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	021099. 011
		1 豚のもの	
		その他のもの	0210.99
		その他のもの(肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。)	
JPB11**, SG3	J	[2] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	021019. 020
JPB11*, SG3	1kg につき豚肉加工品に係る基準輸入価格に 1.5 を乗じて得た額と課 J 税価格に 0.6 を乗じて得た額との 税価格に 0.6 を乗じて得た額との 差額	[1] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	021019. 010
		その他のもの	0210. 19
JPB11**, SG3	J	[2] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	021012. 020
JPB11*, SG3	1kg につき豚肉加工品に係る基準輸入価格に 1.5 を乗じて得た額と課 J 税価格に 0.6 を乗じて得た額との J 税価格に 0.6 を乗じて得た額との J 差額	[1] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	021012. 010
		ばら肉及びこれを分割したもの	0210. 12

TRQ-JP6	29.8%及び 1kg につき 425 円	ホエイパーミエイト	
TRQ-JP6	29.8%及び 1kg につき 425 円	ーーー 乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの	
		関税暫定措置法(昭和 35 年法律第 36 号)第 8 条の 6 第 1 項又は第 9 条第 2 項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	040410. 145
		一 その色のもの	
		2 その旬のもの	
JPB21**, SG4*	29.8%及び 1kg につき 425 円	ーーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上 45%未満のもの	040410. 137
JPB16***, SG4**	29.8%及び 1kg につき 425 円	ーーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの	040410. 136
		ーー その他のもの	
TRQ-JP6	29.8%及び 1kg につき 425 円	関税暫定措置法 (昭和 35 年法律第 36 号) 第8条の6第1項又は第9条第2項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	040410. 135
		— その他のもの	
		1 砂糖を加えたもの	
		〔ii〕その他のもの	
JPB6***	29.8%及び 1kg につき 425 円	その他のもの	
JPB6****	29.8%及び 1kg につき 425 円	砂糖を加えたもの	
		乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの	040410. 128
JPB21*, SG4*	29.8%及び 1kg につき 425 円	その他のもの	
JPB21**, SG4*	29.8%及び 1kg につき 425 円	砂糖を加えたもの	
		0)	
		ーーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上 45%未満のも	040410. 127
JPB16**, SG4**	29.8%及び 1kg につき 425 円		
JPB16***, SG4**	29.8%及び 1kg につき 425 円	砂糖を加えたもの	
		乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの	040410. 126
		―― その他のもの	
TRQ-JP6	29.8%及び 1kg につき 425 円	関税暫定措置法(昭和 35 年法律第 36 号)第 8 条の 6 第 1 項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	040410. 125
		[i] 無機質を濃縮したホエイ	
		[2] その他のもの	
		(1) 脂肪分が全重量の 5%以下のもの	
		1 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの	
		ホエイ及び調製ホエイ (機縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えて あるかないかを問わない。)	0404.10
		ない。)及びミルクの天然の組成分から成る物品(砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)	
		ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わ	04.04

九四	
<u> </u>	

JPB16**, SG4**	29.8%及び 1kg につき 687 円	乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの	040410. 186
		現の規定により経済連携協定に基づく議計の関値の週用を気げて輸入するもの ーー その他のもの	
TRQ-JP6	29. 8%及び 1kg につき 687 円	2	040410. 185
		- その他のもの	
		2 その他のもの	
JPB6****	29.8%及び 1kg につき 687 円	--- 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 45%以上のもの	040410. 178
JPB21**, SG4*	29. 8%及び 1kg につき 687 円	ーーー 孔にかはく貝の呂伯里が起源水態においく王里里の 20%以上 40%米間のもの	040410.177
JPB16***, SG4**	29.8%及い IKg につき 687 円	一 乳だんはく負の苦有重か転換状態において生里重の 25%末満のもの ミュージンの A T T T T T T T T T T T T T T T T T T	040410. 176
		への高のもの とは、これは食べ十二、本品は含む、これくれまり、これ、土羊もはも	
EIF	29.8%及び1kg につき 687 円	輸入時に青色を加えたものと認識されるもので、配合飼料の製造に使用	
		$\sim$	
		関税暫定措置法(昭和 35 年法律第 36 号)第 9 条第 2 項の規定により経済	040410. 175
		- その他のもの	
		1 砂糖を加えたもの	
		〔ii〕その他のもの	
JPB21*, SG4*	29.8%及び 1kg につき 687 円	---- その他のもの	
JPB21**, SG4*	29.8%及び 1kg につき 687 円	砂糖を加えたもの	
		$\mathcal{O}$	
		ーーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上 45%未満のも	040410. 167
JPB16**, SG4**	29. 8%及び 1kg につき 687 円		
JPB16***, SG4**	29.8%及び 1kg につき 687 円	砂糖を加えたもの	
		乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの	040410. 166
		―― その他のもの	
TRQ-JP6	29. 8%及び 1kg につき 687 円	<ul><li>―― 関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第8条の6第1項の規定により経済 連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの</li></ul>	040410. 165
		— その他のもの	
		[i] 無機質を濃縮したホエイ	
		[2] その他のもの	
		(2) その他のもの	
JPB6***	29.8%及び 1kg につき 425 円	乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 45%以上のもの	040410. 148
JPB21*, SG4*	29. 8%及び 1kg につき 425 円	ーーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 55%以上 45%未満の もの	040410. 147
JPB16**, SG4**	29.8%及び 1kg につき 425 円	乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの	040410. 146
		-- その他のもの	
EIF	29.8%及び 1kg につき 425 円		
		--- 輸入時に青色を加えたものと認識されるもので、配合飼料の製造に使用	

040410. 187	ーーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上 45%未満の もの	の 29.8%及び 1kg につき 687 円	JPB21*, SG4*
040410. 200	2 その色のもの	21.3%	B11
0404.90	のもの		
	1 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加さたまの		
	(1) 脂肪分が全重量の 1.5%以下のもの		
	〔2〕 その他のもの		
040490. 118	— その他のもの	29.8%及び 1kg につき 400 円	TRQ-JP6
	(2) 脂肪分が全重量の 1.5%を超え 30%以下のもの		
	(2) その他のもの		
040490. 128	— その他のもの	29.8%及び 1kg につき 679 円	TRQ-JP6
	(3) 脂肪分が全重量の 30%を超えるもの		
	(2) その他のもの		
040490. 138	— その他のもの	29.8%及び 1kg につき 1,023 円	TRQ-JP6
04.06	チーズ及びカード		
0406. 10	フレッシュチーズ(ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。)及びカード		
040610.020	が全重量の 48%以下のもの(1 個の重量が 4 グラム以下の細片にし、冷凍し、か5キログラムを超える直接包装にしたものに限る。)	22. 4%	В16
	1.		
040610.090	―― その他のもの		
	ーーー クリームチーズ (コーデックスのクリームチーズの規格 (CODEX STANDARD 275-1973) に記載されているもの。軟質で展延性のある熟成していないリンドレスチーズであって、乾燥固形		
	分における乳脂肪、無脂肪状態における水分及び全重量における乾燥固形分が、それぞれ同規格に記載されている最小含有率を超えるものに限る。)		
		9. 8%	B16
		29. 8%	JPR7
0406. 20	おろしチーズ及び粉チーズ(チーズの種類を問わない。)		
040620. 100	1 プロセスチーズのもの	40.0%	B16
040620. 200	2 その他のもの	26. 3%	B16
040630.000	プロセスチーズ(おろしチーズ及び粉チーズを除く。)	40.0%	TRQ-JP5
0406.40	ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含む		
040640, 090	り他のもの	29. 8%	IPR13
0406.90			
040690.090	- その他のもの		
	(1	29. 8%	B16
	おいて圧義される製貨に指圧される無脂別状態における水分を超えるものに吸る。) 以外のもの		

		豆(さやを除いてあるかないかを問わない。)	
В6	8.5%	-	071010.000
		冷凍野菜(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。)	07.10
B4	6.0%	1 スイートコーン	070999. 100
		その他のもの	0709.99
EIF	3.0%	かぼちゃ類 (ククルビタ属のもの)	070993. 000
EIF	3.0%	アーティチョーク	070991.000
		その他のもの	
EIF	3.0%	ほうれん草、つるな及び山ほうれん草	070970. 000
EIF	3.0%	まったけ	070959. 011
		- まつたけ及びトリフ	
		その他のもの	0709. 59
EIF	4.3%	きのこ(はらたけ属のもの)	070951.000
		きのこ及びトリフ	
EIF	3.0%	セルリー(セルリアクを除く。)	070940. 000
		その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	07.09
EIF	3.0%	その他の豆	070890.000
EIF	3.0%	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	070820. 000
EIF	3.0%	えんどう (ピスム・サティヴム)	070810.000
		豆(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。)	07.08
EIF	3.0%	- その他のもの	070690. 090
		その他のもの	0706.90
		)もの及び冷蔵したものに限	
		の田多と上珠ごうは、中の子畔子 ケスニッチ アェレベルサ ユーブの田ダミサ ジャ・アンプ	07 06
EIF	3.0%	その他のもの	070529. 000
EIF	3.0%	ウィットルーフチコリー (キコリウム・インテュブス変種フォリオスム)	070521.000
		チコリー	
EIF	3.0%	結球レタス	070511.000
		スタイ	
		ものに限る。)	
		レタス(ラクトゥカ・サティヴァ)及びチコリー(キコリウム属のもの)(生鮮のもの及び冷蔵した	07.05
EIF	3.0%	- その他のもの	070490. 090
EIF	3.0%	- 結球キャベツ	070490. 020
EIF	3.0%	- プロッコリー	070490. 010
		その他のもの	0704. 90
EIF	3.0%	芽キャベツ	070420.000
EIF	3.0%	カリフラワー	070410.000
		キャベツ、カリファワー、ヨールフピー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野采(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	07.04
			11

Ī			011020.020
ਸ T ਸ	л <sub>%</sub>		071390 090
1		ひよこ豆	0713.20
EIF	10.0%	- この号の2の(2)に掲げるえんどう、第 0713.32 号に掲げる小豆、第 0713.33 号の2の(2)に掲げるいんげん豆、第 0713.34 号の2の(2)に掲げるバンバラ豆、第 0713.35 号の2の(2)に掲げるだいがう豆、第 0713.35 号の2の(2)に掲げるその他のささげ属又はいんげんまめ属の豆、第 0713.50 号の2の(2)に掲げるそら豆、第 0713.60 号の2の(2)に掲げるき豆及び第 0713.90 号の2の(2)に掲げるその他の乾燥した豆について、120,000 トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの(以下この項において「共通の限度数量以内のもの」という。)	071310. 221
		(2) その他のもの	
EIF	配6.0%	(1) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	071310. 211
		2 その他のもの	
		えんどう (ピスム・サティヴム)	0713. 10
		乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。)	07. 13
EIF	9.0%	— その他のもの	071239. 090
		その他のもの	0712. 39
EIF	9.0%	きのこ (はらたけ属のもの)	071231. 000
		きのこ、きくらげ(きくらげ属のもの)、白きくらげ(白きくらげ属のもの)及びトリフ	
		乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。)	07.12
EIF	9.0%		071190. 099
		(2) その色のもの	
		2 その他のもの	
		その他の野菜及び野菜を混合したもの	0711.90
		一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)	07.11
EIF	6. 0%	2 その他のもの	071090. 200
B6	10.6%	1 スイートコーンを主成分とするもの	071090. 100
		野菜を混合したもの	0710.90
B6	6.0%	- ブロッコリー	071080. 010
		2 その他のもの	
		その他の野菜	0710.80
EIF	10.6%		071040.000
EIF	8.5% I	豆	071022. 000
EIF	8.5%	えんどう (ピスム・サティヴム)	071021.000

くるみ	
殻を除いたもの 6.0%	080222. 000
へーゼルナット(コリュルス属のもの)	
2 スイートアーモンド       2.4%	080212. 200
殻を除いたもの	0802. 12
2 スイートアーモンド 2.4%	080211. 200
殻付きのもの	0802. 11
アーモンド	
その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殼又は皮を除いてあるかないかを問わない。)	08. 02
	071350. 210
2 その街のもの	
そら豆(ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル)	0713. 50
2 その街のもの 8.5%	071340. 020
<b>ひら豆</b>	0713.40
その他のもの 10.0%	071339. 226
- 共通の限度数量以内のもの	
(2) その他のもの	
2 その他のもの	
その他のもの	0713.39
- 共通の限度数量以内のもの 10.0%	071335. 291
(2) その他のもの	
(1) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより <sub>6.0%</sub> 証明されたもの	071335. 210
2 その色のもの	
ささげ (ヴィグナ・ウングイクラタ)	0713. 35
- 共通の限度数量以内のもの 10.0%	071333. 221
(2) その他のもの	
(1) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより6.0% 証明されたもの	071333. 210
2 その他のもの	
いんげん豆 (ファセオルス・ヴルガリス)	0713. 33
— 共通の限度数量以内のもの 10.0%	071332. 010
小豆(ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス)	0713. 32
ささげ属又はいんげんまめ属の豆	

080232. 000	製を除いたもの	10.0%	EIF
080262. 000	殻を除いたもの	5.0%	EIF
0802.90	その他のもの		
080290. 300	1 ペカン	4.5%	EIF
08.03	バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)		
0803.90	その他のもの		
080390. 200	2 乾燥したもの	3.0%	EIF
08.04	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン(生鮮	f f	
	のもの及び乾燥したものに限る。)		
0804. 20	いちじく		
080420.010	— 生鮮のもの		B6
080420.090	— 乾燥したもの	6.0%	B6
0804. 50	- 及びマンゴスチン		
	— 生鮮のもの		
080450.011	ーーマンゴー	3.0%	EIF
08.05	かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)		
0805. 10	オレンジ		
080510.000	1 毎年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日までに輸入されるもの	16. 0%	B6
080510.000	2 毎年 12月 1 日から翌年 5 月 31 日までに輸入されるもの		
	D	32. 0%	JPB8**, SG5
	- 毎年4月1日から同年5月31日までに輸入されるもの		В6
08.07	/ヘパイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。)		
080720.000		2.0%	EIF
08.08	りんご、梨及びマルメロ(生鮮のものに限る。)		
080810.000	りんご	17.0%	JPB11***
08.09	あんず、さくらんぼ、桃(ネクタリンを含む。)、プラム及びスロー(生鮮のものに限る。)		
	5AF		
080929.000	その他のもの		JPB6**
080930.000	桃(ネクタリンを含む。)	6.0%	EIF
08.10	その他の果実(生鮮のものに限る。)		
081020.000	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー		EIF
081030.000	ラント及びグーズベリー	6.0%	EIF
081040.000	クランベリー、ビルベリーその他のヴァキニウム属の果実		EIF
081050.000	キウイフルーツ		EIF
081070.000	4		EIF
0810.90	その他のもの		
081090. 210	- ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		EIF
081090. 290	— その街のもの	6.0%	EIF

08. 11	イのすぐ刮ごのすぐ1を証贈をすご摩水打മ)等深れをのすいなよし証贈) イベチ単気れ 私幸 街場		
	し、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)		
0811. 10	ストロベリー		
081110. 100	1 砂糖を加えたもの	9.6%	EIF
081110. 200	2 その他のもの	*	EIF
0811. 20	ラズベリー、ブラックルリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー		
081120. 100		9.6%	EIF
081120. 200	の4の助のそ 2		EIF
0811.90	の字の助の子		
	のタステルを謝砂 1		
	のみのめのそ (3)		
081190. 190	つらのかのそ 一	12. 0%	EIF
08. 13	乾燥果実(第 08.01 項から第 08.06 項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合		
	したもの		
081320. 000	プルーン	2.4%	EIF
081330. 000	りんご	9.0%	B6
0813.40	その他の果実		
081340. 010	1 ベリー	9.0%	EIF
	のきのめのそ 2		
081340. 022	一手し柿	9.0%	B6
081340. 029	つきの的のそ 一	9.0%	EIF
0813.50	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの		
081350. 090	2 その他のもの	12. 0%	EIF
08. 14			
081400.000	かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む。)の皮(生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。)	1.5% I	EIF
09. 01	コーヒー(煎ってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。)、コーヒー豆の鹊みスメルがボブコートーを全右すスコートー件田物(コートーの全有量のいかストを問わない。)		
	コーヒー(煎ったものに限る。)		
090121. 000	カフェインを除いてないもの		EIF
090122. 000	カフェインを除いたもの	12.0%	EIF
0901. 90	その他のもの		
090190. 200	2 コーヒーを含有するコーヒー代用物	12. 0%	EIF
09.02	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)		
090210.000	緑茶(発酵していないもので、正味重量が 3 キログラム以下の直接包装にしたものに限る。)	17. 0%	В6
0902. 30	紅茶及び部分的に発酵した茶(正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。)		
090230. 010	-		В6
090230. 090	— その街のもの	17.0%	B6

		ーー 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	での111.010 では、		デュラム小麦	10.01 小麦及びメスリン	091091.210 (1) 小売用の容器入りにしたもの	2 その他のもの	0910.91   この類の注 1(b)の混合物	その他の香辛料	091012.299   一 その他のもの	(2) その他のもの	2 その他のもの	0910.12 破砕し又は粉砕したもの	しょうが	しょうが、・	090412.100 1 小売用の容器入りにしたもの	破布	090411,100 1 小売用の容器入りにしたもの	0904.11 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	>シップー	09.04 とうがらし属又はビメンタ属の果実(乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。)及びこしょう属のの9.04 ペッパー	0. 000	09.03	090240, 210 (1) 紅茶	0902.40 その他の紅茶及び部分的に発酵した茶
無稅	世界貿易機関設立協定の日本国の 譲許表に従った輸入差益の対象と なることを条件とする。	<b>浦</b> 尧	です)をもまった で行う政府の買入 3 号に規定する政 で輸入されるもの	0日) 柱 10 冬 0 由			3.6%				2.5%						3.0%		3.0%			及びこしょう風の	12. 0%		3.0%	
	JPM1						EIF				EIF						EIF		EIF				B6		EIF	

JPM1	世界貿易機関設立協定の日本国の . 譲許表に従った輸入差益の対象と なることを条件とする。		
	無税	ーーー 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	
		-- その他のもの	100191. 019
TRQ-JP2	世界貿易機関設立協定の日本国の 譲許表に従った輸入差益の対象と なることを条件とする。		
	20.0%	その句のもの	
JPM1	世界貿易機関設立協定の日本国の 譲許表に従った輸入差益の対象と なることを条件とする。		
	20. 0%	世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	
		ーー メスリン	100191. 011
		<ul> <li>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</li> </ul>	
		播種用のもの	1001. 91
		その他のもの	
TRQ-JP2	世界貿易機関設立協定の日本国の / 譲許表に従った輸入差益の対象と なることを条件とする。		
	無税	ーー その色のもの	
JPM1	世界貿易機関設立協定の日本国の 譲許表に従った輸入差益の対象と なることを条件とする。		
	無税	ーー 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	
		<ul> <li>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</li> </ul>	100119. 010
		その他のもの	1001. 19

1001.90				(
世界貿易機關設立協定の日本国の 語言表に定った輸入整価の特別と 「成形が主要を構の滞給及び価格の安定に関する法律(平成 6 年法律等 113 号)第 42 条の規 定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う契例の買入 れ及び売渡しに係る要等として輸入されるもの並びに同法第 43 条件 1 項第 3 号に規定する数 会でと必めを実命のうち数合で定めるところにより乗水差大臣の声明を受けて輸入されるもの ニー メスリン 20.0%		―― その街のもの	無党	
その他のもの			易機関設立協定の日本国の に従った輸入差益の対象と とを条件とする。	TRQ-JP2
	1001.99			
20.0%		<ul> <li>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</li> </ul>	<u> </u>	
世界貿易機関設立協定の日本国の議許表における関稅割当て   世界貿易機関設立協定の日本国の   世界貿易機関設立協定の日本国の   選許表に従った輸入整益の対象と   20.0%	100199. 011	ーー メスリン		
1 世界貿易機関設立協定の日本国の			20. 0%	
20.0%   20.0%   世界貿易機関設立協定の日本国の   世界貿易機関設立協定の日本国の   世界貿易機関設立協定の日本国の   護許表に従った輸入差益の対象と   2 その他のもの   世界貿易機関設立協定の日本国の   世界貿易機関設立協定の日本国の   世界貿易機関設立協定の日本国の   世界貿易機関設立協定の日本国の   護許表に従った輸入差益の対象と   2 をの他のもの   世界貿易機関設立協定の日本国の   世界貿易機関設立協定の日本国の   世界貿易機関設立協定の日本国の   護許表に従った輸入差益の対象と   2 本の他のもの   2 その他のもの   4 2%			0日本国の 盆の対象と	JPM1
ーー その他のもの     世界貿易機関設立協定の日本国の 議許表に従った輸入差益の対象と なることを条件とする。       ーーー 世界貿易機関設立協定の日本国の議許表における関税割当て     無税       ーーー その他のもの 議計表に従った輸入差益の対象と なることを条件とする。     無税       ライ表 指権用のもの 活種用のもの その他のもの - 飼料用のもの - 一種料面もの - その他のもの     世界貿易機関設立協定の日本国の 議計表に従った輸入差益の対象と なることを条件とする。       ライ表 その他のもの - 一その他のもの - その他のもの - その他のもの     4.2%       4.2%     4.2%       4.2%			20. 0%	
ーー その他のもの     無税       ーーー その他のもの     無税       ーーー 世界貿易機関設立協定の日本国の 護許表に従った輸入差益の対象と     世界貿易機関設立協定の日本国の 護許表に従った輸入差益の対象と なることを条件とする。       ライ麦     世界貿易機関設立協定の日本国の 護許表に従った輸入差益の対象と なることを条件とする。       ライ麦     世界貿易機関設立協定の日本国の 護許表に従った輸入差益の対象と なることを条件とする。       2 その他のもの その他のもの ー 飼料用のもの ー その他のもの     4.2%       4.2%     4.2%				TRQ-JP2
ーーー その他のもの       無税         ーーーー 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て       世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。         ーーーー その他のもの       無税         ライ麦       世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となる上を条件とする。         ライ麦       世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となる生を条件とする。         クイ麦       なることを条件とする。         その他のもの       4.2%         ー その他のもの       4.2%         ー その他のもの       4.2%				
ーーーー 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て       無税         ーーーー その他のもの       世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。         がることを条件とする。       無税         世界貿易機関設立協定の日本国の譲消表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。       世界貿易機関設立協定の日本国の譲消表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。         ライ麦       は発信用のもの         020       2 その他のもの         その他のもの       4.2%         - その他のもの       4.2%         - その他のもの       4.2%         - その他のもの       4.2%	100199. 019	--- その他のもの		
世界貿易機関設立協定の日本国の 譲許表に従った輸入差益の対象と なることを条件とする。 無税       ーーー その他のもの     世界貿易機関設立協定の日本国の 無税       世界貿易機関設立協定の日本国の 譲許表に従った輸入差益の対象と なることを条件とする。       2その他のもの     なることを条件とする。       2その他のもの     4.2%       4.2%     4.2%       4.2%     4.2%			無税	
第税         ーーー その他のもの       世界貿易機関設立協定の日本国の譲ぎ書表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。         5イ麦       なることを条件とする。         2をの他のもの       4.2%         010       一飼料用のもの       4.2%         050       一その他のもの       4.2%         050       一その他のもの       4.2%			5日本国の 註の対象と	JPM1
1		その他のもの	無税	
ライ麦       ライ麦         020       者をの他のもの       4.2%         010       一 飼料用のもの       4.2%         090       ー その他のもの       4.2%			易機関設立協定の日本国の に従った輸入差益の対象と とを条件とする。	TRQ-JP2
指権用のもの指権用のもの0202 その他のもの4.2%その他のものその他のもの4.2%010一飼料用のもの4.2%090ー その他のもの4.2%	10.02			
2 その他のもの       4.2%         その他のもの       4.2%         一 飼料用のもの       4.2%         ー その他のもの       4.2%	1002. 10	播種用のもの		
その他のもの       4.2%         一 飼料用のもの       4.2%	100210.020	) \$ O		EIF
- 飼料用のもの       4.2%         - その他のもの       4.2%	1002.90	その他のもの		
— その他のもの 4.2%	100290. 010	$\mathcal{O}$		EIF
	100290. 090			EIF

			1008. 10
		そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	10.08
EIF	3.0%	- その他のもの	100790.090
		その他のもの	1007. 90
EIF	3.0%	2 その他のもの	100710.020
		播種用のもの	1007. 10
		グレーンソルガム	10.07
EIF	3.0%	その色のもの	100590, 096
		輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの	
		- 関税定率法(明治43年法律第54号)第13条第1項の規定の適用を受けないもの	
		2 その街のもの	
		その他のもの	1005.90
EIF	1kg につき 9 円	2 その他のもの	100510.020
		播種用のもの	1005. 10
		とうもろこし	10.05
JPM2	世界貿易機関設立協定の日本国の 譲許表に従った輸入差益の対象と なることを条件とする。		
	無税	ーーー 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	
		その他のもの	100390.019
		<ul> <li>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</li> </ul>	
		その他のもの	1003. 90
JPM2	世界貿易機関設立協定の日本国の 、 譲許表に従った輸入差益の対象と なることを条件とする。		
	無税	世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	
		<ul><li>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る表等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める表等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</li></ul>	100310. 010
			1003. 10
		大麦及び裸麦	10.03

0	12: 0/0	2 - 0 0 0 0	110112.000
96		+111949	110/19 000
		ロールにかけ又はフレーク状にした穀物	
		フレーク状にし又はひいたものに限る。)	
		り又は粗くひいたもの。第 10.06 項の米を除く。)及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、	
		その他の加工穀物(例えば、殻を除さ、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切	11.04
В6	12.0%	3 オートのもの	110319. 400
		その他の穀物のもの	1103. 19
В8	21. 3%	とうもろこしのもの	110313.000
		ひき割り穀物及び穀物のミール	
		ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	11.03
В6	21. 3%	— その他のもの	110290. 490
В6	15. 0%	- ライ麦粉	110290. 410
		4 その他のもの	
		その他のもの	1102.90
B8	21.3%	とうもろこし粉	110220.000
		穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)	11.02
EIF	3.0%	2 その他のもの	100890.090
		その他の穀物	1008. 90
	なることを条件とする。		
TRQ-JP2			
	無党	―― その街のもの	
JPM1	世界貿易機関設立協定の日本国の 譲許表に従った輸入差益の対象と なることを条件とする。		
	無党	一一世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	
		れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政合で定める麦等のうち政合で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	
		一 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第 113 号)第 42 条の規定により輸入するもの、 同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入	100860. 210
		2 その他のもの	
		ライ小麦	1008.60
EIF	3.0%	2 その他のもの	100850. 200
		キヌア (ケノポディウム・クイノア)	1008. 50
B6	9.0%	2 その他のもの	100810.090

TRQ-JP8	1kg につき 119 円	若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法(昭和 35 年法律第 36 号)第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの	
		でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉	110812. 091
		— その他のもの	
JPR13	25.0%	-- その他のもの	110812.020
		- この号に掲げるとうもろこしでん粉(コーンスターチ)、第 1108.13 号に掲げるばれいしょでん粉、第 1108.14 号に掲げるマニオカ(カッサバ)でん粉、第 1108.19 号に掲げるその他のでん粉、第 1108.20 号に掲げるイヌリン、第 1901.20 号の 1 の(2)の D の(b) に掲げるペーカリー製品製造用の混合物等及び第 1901.90 号の 1 の(2)の D の(b)に掲げる調製食料品について、157,000 トンを基準とし、輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの(以下この項及び第 19.01 項において「でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの」という。)	
			1108. 12
		でん物	
		でん粉及びイヌリン	11.08
TRQ-JP4	1kg につき 21.30 円	— その他のもの	110720.020
		煎ったもの	1107. 20
TRQ-JP3	1kg につき 21. 30 円	その他のもの	110710.029
		— その他のもの	
		煎ってないもの	1107. 10
		麦芽(煎ってあるかないかを問わない。)	11.07
B6	15. 0%	- その他のもの	110630. 200
		第 8 類の物品のもの	1106.30
B6	21.3%	— その他のもの	110620. 200
		サゴやし又は根若しくは塊茎(第07.14項のものに限る。)のもの	1106. 20
B11	13. 6%	乾燥した豆(第 07.13 項のものに限る。)のもの	110610.000
	//	乾燥した豆(第 07.13 項のものに限る。)、サゴやし又は根若しくは塊茎(第 07.14 項のものに限る。)の粉及びミール並びに第 8 類の物品の粉及びミール	11.06
B6	20. 0%	フレーク、粒及びペレット	110520.000
B11	20.0%	粉及びミール	110510.000
		ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	11.05
EIF	17.0%	— その他のもの	110429. 390
B6	17.0%	- そばのもの	110429. 310
		4 その他のもの	
		その他の穀物のもの	1104. 29
B6	18. 0%	2 その他のもの	110423. 090
		とうもろこしのもの	1104. 23
B11	12.0%		110422.000
		その他の加工穀物(例えば、殼を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの)	

		(その他のもの)	121190. 999
		4 その他のもの	
		その他のもの	1211.90
EIF	4.3%	1 生鮮のもの及び乾燥したもの	121120. 100
		おたねにんじん	1211. 20
		上で、「日711、 125711、 18	12. 11
ULT	3.0%	ナレー デ未判田 医療田 処山田 処苗田をのぬてわらげ新子の田途に伴子の埴楊みびをの如ひ (毎	121020. 200
IJ.T.I.	3 00/	_ n_+ 11 \cdot \	191090 900
EIF	4.3%	- ホップ	121020. 100
		ホップ(粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る。)及びルプリン	1210. 20
EIF	4.3%	ホップ(粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。)	121010.000
		ボッノ(生鮮のもの及び転爆したものに映るものとし、粉砕し、粉状にし又はヘアシャ状にしたものであるかないかを問わない。) 及びルプリン	12.10
EIF	4. 2%	色のもの	120890. 000
TI TI	4.2%	大旦のもの	120810.000
		採油用の種又は果実の粉及びミール(マスタードの粉及びミールを除く。)	12.08
		入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの(以下この項において「共通の限度数量以内の もの」という。)	
EIF	10. 0%	ーー 第 1505.30 号、第 1505.41 号及びこの号に掲げる落花生について、75,000 トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して、輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸	120242. 091
		殻を除いたもの(割ってあるかないかを問わない。)	1202. 42
		その他のもの	
		落花生(煎ってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。)	12.02
B11	21. 3%		110900.000
			11.09
TRQ-JP9	1kg につき 119 円	- その他のもの	110820.090
		イヌリン	1108. 20
TRQ-JP8	1kg につき 119 円	―― その他のもの	110813.099
TRQ-JP8	1kg につき 119 円	<ul><li>一 でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉</li><li>若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法(昭和 35 年法律第 36号)第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの</li></ul>	110813. 091
		ばれいしょでん粉	1108. 13
TRQ-JP8	1kg につき 119 円	ーー その他のもの	110812. 099

_	- 上鮮のよのみび計幅1 キャの	9 я%	ETE
	円草() 50%() 特系() 10% ー 水の名の代の		LIL
	ーー 果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理		
	をしてものに成めものので、多緒もの間の世界体文はファオーアを召べてのの言語では、例の言語では、)	L2. U%	0
	ーー その他のもの	6.0%	EIF
12.12	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は		
	乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。) 並びに主として食用に供する果  実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュブス変種サティヴム)の根で		
	煎ってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		
	その他のもの		
1212. 99	その他のもの		
	2 その他のもの		
121299. 990	- その他のもの	3.0%	EIF
13.01	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン (例えば、バルサム)		
1301.90	その他のもの		
130190. 100	1 セラックその他の精製ラック	7.0%	EIF
13.02	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料がら得た料磨物及びジックナー(物在メナナもとかがいかを開わたい))		
	植物性の液汁及びエキス		
1302. 19	その他のもの		
	1 飲料のもと		
130219.110	(1) 植物性の一種類の原料から得たもの	10. 0%	В6
130219. 120	(2) その他のもの	16. 5%	B8
	3 その他のもの		
	(3) その他のもの		
130219. 231	A アルコール分が 50%以上のもの	5. 0%	EIF
130220.000	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	3.0%	EIF
14.01	主として組物に使用する植物性材料(例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、		
	「1、6)、80、1、6、4 「ツ)、フノイン及のフィスを図)		
1401.90	んの音のもの		
	2 その句のもの		
140190. 290	(2) その他のもの	3.0%	EIF
14.04	植物性生産品(他の項に該当するものを除く。)		
1404.90	その他のもの		
140490. 300	2 たぶの木又はへちまのもの	. 0%	EIF
	4 その他のもの		
140490. 499	- その他のもの	. 0%	EIF
15.01	豚脂(ラードを含む。)及び家きん脂(第 02. 09 項又は第 15. 03 項のものを除く。)		

ро	IRB (C ) & 10.40   1	ーソンジー首	191411. 440
DR	10 40 🖽	<u> </u>	151911 990
В6	1kg につき 10.40 円	一 ひまわり油	151211. 120
		2 その他のもの	
EIF	1kg につき 8.50 円	ー サフラワー油	151211. 210
В6		ー ひまわり油	151211. 110
		1 酸価が 0.6 を超えるもの	
		粗油 粗油	1512. 11
		ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物	
		別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	
		ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分	15. 12
EIF	3.5%	<b>粗</b> 拼	151110.000
		パーム油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないか	15. 11
B11	1kg につき 10.40 円	その他のもの	150890.000
B11	10.40 円	2 その他のもの	150810. 200
B11	1kg につき 8.50 円	1 酸価が 0.6 を超えるもの	150810. 100
		<b>街</b>	1508. 10
		を問わない。)	
		落花生油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないか	15.08
В6		2 その他のもの	150710. 200
В6	1kg につき 10.90 円	1 酸価が 0.6 を超えるもの	150710. 100
		粗油(ガム質を除いてあるかないかを問わない。)	1507. 10
			10:01
		オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オー・オ	15 07
EIF	6.4%	その他の動物性油脂及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	150600. 000
			15.06
EIF	3.0%	2 その他のもの	150500. 200
EIF			150500. 100
		ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質(ラノリンを含む。)	1505.00
			15.05
EIF	4. 3%	してないものに限る。)	
		ウードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油(乳化、混合その他の間架)	150300.000
			15.03
EIF		その他のもの	150190.000
В6	1kg につき 8.50 円	2 その他のもの	150120. 200
		その他の豚脂	1501. 20
В6	1kg につき 8. 50 円	2 その他のもの	150110. 200
		ラード	1501. 10

	綿実油及びその分別物		
1512. 21	粗油(ゴシボールを除いてあるかないかを問わない。)		
151221. 090	— その他のもの	1kg につき 8.50 円	B6
1512. 29	その他のもの		
151229. 090	— その他のもの	1kg につき 8.50 円	В9
15. 13	やし(コプラ)油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)		
	やし(コプラ)油及びその分別物		
151311. 000	粗油	4.5% (その率が 1kg につき 5円の 従量税率より低いときは、当該従 量税率)	EIF
151319. 000	その他のもの	らの率が Ikg につき 5円の をより低いときは、当該従	EIF
	いくス油並びにこれらの分別物		
1513. 29			
1514		4.0%	EIT
15, 14	米値は及びからつ街並びでしばらの方別を(15年的な後年加工をしてはでは及び方別をで戻るものでし、精製してあるかないかを問わない。) その他のもの		
1514. 91	粗油		
151491. 100	1 酸価が 0.6 を超えるもの	1kg につき 10.90 円	B6
151499. 000	その他のもの	1kg につき 13. 20 円	B6
15. 15	その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)		
	亜麻仁油及びその分別物		
151511. 000	粗油	5.0% (その率が 1kg につき 5.50 円の従量税率より低いときは、当該は量税率)	В6
151530.000	ひまし油及びその分別物	4.5%	EIF
1515. 90	その他のもの		
	4 その他のもの		
	(1) 酸価が 0.6 を超えるもの		
151590. 410	- 米油及びその分別物		B11
151590. 510	- その他のもの	1kg につき 8.50 円	B4
	(2) その他のもの		
151590. 420	- 米油及びその分別物		B11
151590. 520	— その他のもの	1kg につき 10. 40 円	B4

		動物の肝臓のもの	1602. 20
		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	16.02
В6	10.0%	ソーセーンその街におに類字る物品(3、<字図Xは皿が5製造したものに吸る。) 及りにだちの数  旧をもととした調製食料品	160100.000
			16.01
EIF	4. 5%	2 その街のもの	152190. 099
В6	12. 8%	- 強ろう	152190. 010
		1 蜜ろう及び鯨ろう	
		その他のもの	1521. 90
		植物性ろう(トリグリセリドを除く。)、蜜ろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう(精製してあるかないかっては着色してあるかないかを問わない。)	15. 21
EIF	5.0%	2リン水及びグリセリン廃液	152000.000
			15.20
EIF	5%	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第 15.16 項のものを除く。)並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	151800. 000
			15. 18
В6	21.3%	5 その街のもの	151790. 900
EIF		3 離型油	151790. 300
B11	1kg につき 13. 20 円	(2) その色のもの	151790. 290
EIF	3. 5%	(1) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエスケル化し、リエスケル化し又はエフー イジン化したもの	151790. 210
		2 植物性油脂又はその分別物の混合物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの(精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)	
EIF	4.0%	(1) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエラ イジン化したもの	151790. 110
		1 動物性油脂又はその分別物の混合物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの(精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)を含み、その他の調製をしたものを除く。)	
		その色のもの	1517. 90
В6	29.8%	マーガリン(液状マーガリンを除く。)	151710.000
		マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、第 15.16 項の食用の油脂及びその分別物を除く。)	15. 17
EIF	4.0%	動物性油脂及びその分別物	151610.000
		動物性又は植物性の油脂及びその分別物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)	15. 16

		2 その他のもの	
		その他のもの(混合物を含む。)	1602. 49
B6	20.0% B	2 その他のもの	160242. 090
JPB11**, SG3		(2) 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	160242.019
JPB11*, SG3	1kg につき、豚肉加工品に係る基準輸入価格に 1.5 を乗じて得た額と課税価格に 0.6 を乗じて得た額との差額	下のもの	160242. 011
		1 ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1 個の重量が 10 グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)	
		肩肉及びこれを分割したもの	1602. 42
B6	20.0% B	2 その他のもの	160241.090
JPB11**, SG3	8.5% J	(2) 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	160241.019
JPB11*, SG3	1kg につき、豚肉加工品に係る基準輸入価格に 1.5 を乗じて得た額と 期税価格に 0.6 を乗じて得た額と の差額	9 & 9	160241. 011
		1 ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1 個の重量が 10 グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)	
		もも肉及びこれを分割したもの	1602. 41
		豚のもの	
EIF	6.0% E	(2) その他のもの	160239. 290
		2 その他のもの	
		その他のもの	1602.39
JPB6*	6.0% J	(2) その他のもの	160232. 290
		2 その他のもの	
		鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの	1602. 32
EIF	6.0% E	(2) その他のもの	160231. 290
		2 その他のもの	
		七面鳥のもの	1602. 31
		第 01. 05 項の家きんのもの	
B16	21. 3% B	1 牛又は豚のもの	160220.010

Б4	1kg につき 20.80 円	1 /0 3 2 2 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	170220.100
		- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	70990 100
		かえで糖及びかえで糖水	1702. 20
EIF	8.5%	その他のもの	170219.000
EIF	8.5%	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の99%以上のもの	170211.000
		乳糖及び乳糖水	
		かないかを問わない。)及びカラメル	
		る。)、糖水(香味料又は着色料を加えてないものに限る。)、人造蜂蜜(天然蜂蜜を混合してある	
		その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限	17.02
B6	12.0%	1 肉のエキス及びジュース	160300.010
		肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	1603.00
			16.03
B16	50. 0%	ーー その他のもの	160250.999
		— その街のもの	
		く その街のもの	
B16	38. 3%	— その他のもの	160250.890
		し、野菜を含むものを除く。)	
		ロ 気密容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものと	
B16	21.3%	イ 気密容器入りのもの (野菜を含むものに限る。)	160250.700
		(d) その他のもの	
B16	10.0%	- その他のもの	160250. 590
B16	10.0%	-- 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの	160250. 510
		- 気密容器入りのもの	
		(b) 調味した後に乾燥したもの	
		B その他のもの	
		(2) その他のもの	
		2 その他のもの	
		牛のもの	1602. 50
B6	20.0%	(2) その他のもの	160249. 290
JPB11**, SG3	8.5%	[2] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	160249. 220
JPB11*, SG3	輸入価格に 1.5 を乗じて得た額と 課税価格に 0.6 を乗じて得た額と の差額		
	lkg につき、豚肉加工品に係る基準	[1] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	160249. 210
		(1) アラス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		17. 仏母 走 シ 計 △ ひ め ひ の は な し は 報 ) へ ト 一 プ が な ひ は し は 朝 ) へ ト 一 プ が な し は 前 前 ) へ ト 一 プ が な し は し	

		3 人	
		その他のもの(転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有するものを含む。)	1702. 90
TRQ-JP7	20.0% (その率が 1kg につき 52 円の従量税率より低いときは、当該 7従量税率)	- その他のもの	170260. 220
TRQ-JP7	85.7% (その率が 1kg につき 60.90 円の従量税率より低いときは、当 ( 該従量税率)	- 砂糖を加えたもの	170260. 210
		2 その他のもの	
		その他の果糖及び果糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 50%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。)	1702. 60
EIF	9.0%	果糖(化学的に純粋なものに限る。)	170250.000
TRQ-JP7	20.0% (その率が 1kg につき 52 円の従量税率より低いときは、当該 が は量税率)	- その他のもの	170240. 220
TRQ-JP7	78.5% (その率が 1kg につき 53.70 円の従量税率より低いときは、当 ′ 該従量税率)	- 砂糖を加えたもの	170240. 210
		2 その他のもの	
		ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 20%以上 50%未満のものに 限るものとし、転化糖を除く。)	1702. 40
TRQ-JP7	20.0% (その率が 1kg につき 25 円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B その他のもの	170230. 229
TRQ-JP7	21. 3%	A 精製したもの	170230. 221
		(2) その他のもの	
TRQ-JP7	85.7% (その率が 1kg につき 60.90 円の従量税率より低いときは、当 ′ 該従量税率)	Dえたもの	170230. 210
		2 その他のもの	
B11	29.8% (その率が 1kg につき 23 円の従量税率より低いときは、当該 1従量税率)	1 香味料又は着色料を加えたもの	170230. 100
		ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%未満のものに限る。)	1702. 30
B4	17.5% (その率が 1kg につき 13.50 円の従量税率より低いときは、当 1 該従量税率)	2 かえで糖水	170220. 200

		(2) その色のもの	
		1 第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品(ココア粉の含有量が全重量の 10%未満のものに限る。)	
		その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が 2 キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が 2 キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。)	1806. 20
			18.06
B6	12.9%	ココア粉 (砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	180500.000
			18.05
B6	10.0%	完全に又は部分的に脱脂したもの	180320.000
EIF	5.0%	脱脂してないもの	180310.000
		ココアペースト(脱脂してあるかないかを問わない。)	18.03
B11	24.0%	チューインガム(砂糖で覆ってあるかないかを問わない。)	170410. 000
		砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。)	17.04
B11	1kg につき 15.30 円	— その他のもの	170390. 090
		2 その他のもの	
		その他のもの	1703. 90
В6	1kg につき 15. 30 円	— その他のもの	170310.090
		2 その他のもの	
		甘しゃ糖蜜	1703. 10
		糖蜜(砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。)	17.03
ING_Jr7	の従事税率より扱いとさば、国際 () 従量税率()		
TIDO TIDO		(c) その他のもの	170290. 529
B11	21.3%	(b) 麦芽糖	170290. 523
		B その他のもの	
		(2) その他のもの	
B11	当該		
	29.8% (その率が 1kg につき 23 円	(1) 香味料又は着色料を加えたもの	170290. 510
		5 その他のもの	
B11	21. 3%	(2) その他のもの	170290. 420
		4 ハイ・テスト・モラセス	
B11	当		
	50.0% (その率が 1kg につき 25 円	ー カラメル	170290. 300
B11			
	日 56 キーパッ41 対率のイ)%0 03	<ul><li>─ ↓ 込みを表</li></ul>	170290 290

180620. 321	A 砂糖を加えたもの	23. 8%	B11
19.01	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有		
	するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 40%未満のも		
	のに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調		
	製食料品(ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が、そこの「ジュキャー」では関する。		
1001 90	出用用の 3/6不同のもので成のものでし、他の表示を当りもものを深く。/ 第 10 02 頃のベーナニー世界世帯日の最外を示な事の任実		
	2 その他のもの		
	(2) ケーキミックス		
190120. 222	$_{5}\mathcal{O}$	23. 8%	TRQ-JP1
190120. 223	⊃容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が 500 グラム以下のもの ┃	19 O%	RO
	に限る。)		U.
190120. 224	(b) その他のもの	12. 0%	В9
	A 砂糖を加えたもの		
	(a) しょ糖の含有量が全重量の15%以下のもの		
190120. 232	- 小麦粉調製品	24.0%	TRQ-JP1
	(b) その他のもの		
190120. 235	- 小麦粉調製品	23. 8%	TRQ-JP1
	B その他のもの		
	- その他のもの		
190120. 243	—— 小麦粉調製品	L6. 0%	TRQ-JP1
1901. 90	その他のもの		
	2 その他のもの		
	(1) 第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品		
	A 砂糖を加えたもの		
	(a) しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの		
	— その街のもの		
190190. 216	加圧容器入りにしたホイップドクリーム	23. 8%	B11
	B その他のもの		
190190. 229	- その他のもの	21.3%	B11
190190. 230	(2) 麦芽エキス	9.0%	B11
	(3) その他のもの		
	A 砂糖を加えたもの		
	(a) しょ糖の含有量が全重量の15%以下のもの		
190190. 243	— その街のもの	24. 0%	B11

八

B6	15. 0%	B ビスケット、クッキー及びクラッカー	190590. 312
		(1) 砂糖を加えたもの	
		3 その色のもの	
В8	9.0%	その他これらに類するベーカリー製品(砂糖、蜂蜜、卵、脂肪、チーズ又は果を除く。)	190590. 100
			1905. 90
B8	9.0%	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	190540. 000
В9	18. 0%	ワッフル及びウエハー	190532. 000
		スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	
B11	18. 0%	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	190520. 000
B11	9.0%	クリスプブレッド	190510. 000
		パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品(ココアを含有するかしないかを問わない。)及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	19.05
EIF	9.6%	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物 (フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他 これらに類する形状のものに限る。)	190300. 000
			19. 03
B11	1kg につき 24 円	カースカース	190240. 000
B11	21.3%	- その他のもの	190230. 290
B11	21.3%	ー インスタントラーメンその他の即席めん類	190230. 210
B11	23. 8%	1 砂糖を加えたもの	190230. 100
		その他のパスタ	1902. 30
B11	21.3%	(2) その他のもの	190220. 220
		2 その他のもの	
		パスタ(詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製	1902. 20
JPR21	1kg につき 34 円	―― その他のもの	190219. 099
		— その他のもの	
JPR20	1kg につき 30 円	ニコ ヴァーー	190219. 094
JPR20	1kg につき 30 円	ーー スパゲッティ	190219. 093
		- マカロニ及びスパゲッティ	
		2 その他のもの	
		その他のもの	1902. 19
B9	1kg につき 30 円	卵を含有するもの	190211. 000
		パスタ(加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。)	
		(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。) 及びクースクース (調製してあるかないかを問わない。)	
		スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ	19.02

EIF	10. 5%	(2) その他のもの	200310. 220
B6	13. 6%	ー ファンチャッシュルーム	200310. 211
		(1) 気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。)	
		2 その他のもの	
EIF	13. 4%	1 砂糖を加えたもの	200310. 100
		きのこ(はらたけ属のもの)	2003. 10
		調袋しては味けに廻りる逆程をしたさの二及のドリノ(及肝又は肝眩により調袋しては味けに廻りる 処理をしたものを除く。)	20.00
EIF	9.0%		200290. 290
В6	16. 0%		200290. 229
		- その他のもの	
В6	16. 0%	―― その他のもの	200290. 219
		<ul><li>気密容器入りのもの</li><li>注:保税工場において輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用し、かつ、積み戻したものは、関税法(昭和29年法律第61号)により輸入貨物とせず、関税を課さない。</li></ul>	
		(1) トマトピューレー及びトマトペースト	
		2 その他のもの	
		その他のもの	2002.90
EIF	9.0%	トマト(全形のもの及び断片状のものに限る。)	200210.000
		調製し又は保存に適する処理をしたトマト(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。)	20.02
EIF	12. 0%	1	200190, 290
		(5) その他のもの	
		2 その他のもの	
EIF	15. 0%	(4) その他のもの	200190. 140
		1 砂糖を加えたもの	
		その他のもの	2001. 90
EIF	12.0%	2 その他のもの	200110. 200
B6	15.0%	1 砂糖を加えたもの	200110. 100
		きゅうり及びガーキン	2001. 10
		食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	20.01
В6	21.3%	D その他のもの	190590. 329
В6	9.0%	C 主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	190590. 323
В6	13.0%	B ビスケット、クッキー及びクラッカー	190590. 322
		(2) その他のもの	
В6	25. 5%	— その他のもの	190590.319
В9	24. 0%	— ピザ(冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	190590. 313
		D その他のもの	
В6	9.0%	C 主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	190590. 314

		(4) その他のもの	
EIF	12. 0%	(3) サワークラウト	200599. 230
B8	17. 0%	(2) 豆(さや付きのものを除く。)	200599. 220
		2 その他のもの	
B6	13. 4%	(2) その他のもの	200599. 190
		1 砂糖を加えたもの	
		その他のもの	2005. 99
		その他の野菜及び野菜を混合したもの	
EIF	10.0%	2 その他のもの	200580. 200
B6	14. 9%	1 砂糖を加えたもの	200580. 100
		スイートコーン (ゼア・マユス変種サカラタ)	2005. 80
EIF	5.4%	1 気密容器入りのもの(容器ともの 1 個の重量が 10 キログラム以下のものに限る。)	200570.010
		オリーブ	2005. 70
B11	17.0%	2 その他のもの	200551. 200
B8	14.0%	(1) 気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。)	200551. 110
		を加えたもの	
		さやを除いた豆	2005. 51
		ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
B8	9.0%	(2) その他のもの	200520, 220
В6	12.0%	(1) 気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。)	200520. 210
		2 その他のもの	
B11	13. 6%	1 マッシュポテト及びポテトフレーク	200520. 100
		ばれいしょ	2005. 20
	752	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。)	20. 05
EIF	9.0%	(5) その他のもの	200490. 299
В6	7.5%	(3) スイートコーン	200490. 230
B11	17.0%	— 豆	200490. 212
		(1) アスパラガス及び豆	
		2 その他のもの	
		その他の野菜及び野菜を混合したもの	2004.90
В6	9.0%	(2) その他のもの	200410. 220
В6	13. 6%	(1) マッシュポテト	200410. 210
		2 その他のもの	
B4	8.5%	1 単に加熱による調理をしたもの	200410. 100
		ばれいしょ	2004. 10
		調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第 20.06 項の物品を除く。)	20.04

В6	12. 0%	(1) ピーナツバター	200811. 110
		1 砂糖を加えたもの	
		落花生	2008. 11
		ナット、落花生その他の種(これらを相互に混合してあるかないかを問わない。)	
		<b>や</b> 深へ。)	
		来来、1 ツ 下 6 2 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	20.08
1	10.00		
811	25.0%		200799, 229
B6	21. 3%	- フルーツピューレー及びフルーツペースト	200799. 221
		(2) その他のもの	
B8	34.0%	- フルーツピューレー及びフルーツペースト	200799. 211
		(1) 砂糖を加えたもの	
		2 その街のもの	
EIF	12.0%	ー フルーツゼリー	200799. 129
B6	12.0%	- ジャム	200799. 121
		(2) その他のもの	
B6	16. 8%	- フルーツゼリー	200799. 119
B6	16. 8%	ー ジャム	200799. 111
		(1) 砂糖を加えたもの	
		1 ジャム及びフルーツゼリー	
		その他のもの	2007. 99
B6	12.0%	- フルーツゼリー及びマーマレード	200791. 129
		(2) その他のもの	
B6	16. 8%	- フルーツゼリー及びマーマレード	200791. 119
		(1) 砂糖を加えたもの	
		1 ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード	
		かんきつ類の果実	2007. 91
		その他のもの	
B11	21.3%	2 その他のもの	200710. 200
		均質調製果実	2007. 10
		7	
		(加熱調理をして得られたものに限るも	
		ド、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペース	20.07
EIF	9.0%		200599. 999
EIF	10. 5%		200599. 991
		B その他のもの	
EIF	12.0%	(b) その他のもの	200599. 919
		A 気密容器入りのもの(容器ともの 1 個の重量が 10 キログラム以下のものに限る。)	

B11			200000. 190
B11		(2) MOROXO	200830 100
DAL	29. 8%	(1) パルプ状のもの	200830. 110
D11		1 砂糖を加えたもの	
C++		かんきつ類の果実	2008. 30
B11	46. 8%	B その他のもの	200820. 199
		(2) その他のもの	
		1 砂糖を加えたもの	
		パイナップル	2008. 20
В6	12. 0%	(b) その他のもの	200819. 229
EIF	5.0%	(a) 煎ったもの	200819. 228
		D その他のもの	
EIF	10.0%	- カシューナット	200819. 225
EIF	10. 0%	ルス属のもの)	
		- ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット(コリュ	200819. 224
	٦١	C ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット、へーゼルナット(コリュルス属のもの)、カシューナット及びぎんなん	
EIF	5.0%		200819. 223
EIF	5.0%	- マカダミアナット (煎ったものに限る。)	200819. 221
		B マカダミアナット (煎ったものに限る。) 及びペカン (煎ったものに限る。)	
EIF	5.0%	- アーモンド (煎ったものに限る。)	200819. 222
	梁	A アーモンド (煎ったものに限る。) 及びマカダミアナット (煎ったものを除	
		(2) その他のもの	
		2 その他のもの	
В6	16. 8%	— その他のもの	200819. 199
		B その他のもの	
В6	11.0%	— その他のもの	200819. 192
В6	11.0%	- カシューナット	200819. 191
		A カシューナット及びその他の煎ったナット	
		(2) その他のもの	
		1 砂糖を加えたもの	
		その他のもの(混合したものを含む。)	2008. 19
В8	21. 3%	- その他のもの	200811. 299
В8	21. 3%	―― その他のもの	200811. 292
		- 煎った落花生	
		(2) その他のもの	
В6	10.0%	(1) ピーナッパター	200811. 210
		2 その他のもの	
В6	23. 8%	(2) その他のもの	200811. 120

(1) パルブ状のもの (2) その他のもの (2) その他のもの (2) その他のもの (3) その他のもの (4) 名感答容器入りのもの (5) その他のもの (6) その他のもの (7) その他のもの (8) その他のもの (9) その他のもの (1) パルブ状のもの (1) パルブ状のもの (2) その他のもの (2) その他のもの (3) その他のもの (4) をの他のもの (5) その他のもの (5) その他のもの (6) をの他のもの (7) その他のもの (8) その他のもの (9) その他のもの (1) パルブ状のもの (1) パルブ状のもの (1) パルブ状のもの (2) その他のもの (3) その他のもの (4) その他のもの (5) その他のもの (6) その他のもの (7) その他のもの (9) その他のもの (1) パルブ状のもの (1) パルブ状のもの (2) その他のもの (2) その他のもの (3) その他のもの (4) その他のもの (5) その他のもの			その他のもの(混合したもの(第 2008. 19 号のものを除く。)を含む。)	
の他のもの     21.3%       (1) べんプ技のもの     17.0%       (2) その他のもの     17.0%       (3) をの他のもの     10.8%       A 気感容器入りのもの     15.0%       B その他のもの     10.8%       D その他のもの     10.8%       D その他のもの     10.8%       D その他のもの     10.8%       関を加えたもの     12.0%       別 その他のもの     15.0%       の他のもの     15.0%       の他のもの     15.0%       のどの他のもの     15.0%       のどの他のもの     15.0%       のどの他のもの     15.0%       (a) 容器ともの1 個の重要が2キログラム以上のもの     8.0%       B その他のもの     13.4%       (b) その他のもの     9.6%       (c) その他のもの     9.6%       (d) その他のもの     9.6%       (d) その他のもの     9.6%       (d) その他のもの     9.6%       (e) その他のもの     9.6%       (f) その他のもの     9.6%       (g) よっし、アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	В6	12. 0%		200880. 290
の他のもの     21.3%       (1) べんで状のもの     17.0%       (2) その他のもの     17.0%       (3) その他のもの     10.8%       (3) その他のもの     15.0%       (3) その他のもの     15.0%       (4) まとの他のもの     10.8%       (5) その他のもの     12.0%       (6) 変容器入りのもの     12.0%       (6) 変容器入りのもの     15.0%       (6) 変容器ともの1個の重要が2キログラム以上のもの     12.0%       (6) 変器ともの1個の重要が2キログラム以上のもの     13.4%       (6) を必他のもの     13.4%       (7) その他のもの     13.4%       (8) その他のもの     13.4%       (9) その他のもの     13.4%       (10) その他のもの     13.6%       (11) その他のもの     13.4%       (12) その他のもの     13.4%       (13) その他のもの     13.4%       (14) その他のもの     13.6%       (15) その他のもの     13.4%       (16) をの他のもの     13.4%       (17) との他のもの     13.4%       (18) との他のもの     13.4%       (19) との他のもの     13.4%       (10) との他のもの     13.4%       (11) との他のもの     13.4%       (11) との他のもの     13.4%       (12			2 その何のもの	
の他のもの     21.3%       (2) その他のもの     17.0%       (2) その他のもの     17.0%       (2) その他のもの     17.0%       (2) その他のもの     15.0%       (3) をの他のもの     15.0%       (4) 気密容器入りのもの     15.0%       (5) での他のもの     15.0%       (6) などものものもの     15.0%       (7) インア大のものもの     15.0%       (7) その他のもの     15.0%       (7) その他のもの     15.0%       (7) その他のもの     15.0%       (8) を密語入りのもの     15.0%       (8) を密語入りのもの     15.0%       (1) その他のもの     15.0%       (2) その他のもの     15.0%       (3) その他のもの     15.0%       (4) を認定ともの1個の主が2キャログラム以上のもの     15.0%       (5) その他のもの     15.0%       (6) を認定ともの1個の主が2キャログラム以上のもの     15.0%       (7) での他のもの     15.0%       (7) での他のもの     15.0%       (8) での他のもの     15.0%       (8) での他のもの     15.0%       (7) での他のもの     15.0%       (8) での他のもの     15.0%       (7) での他のもの <td>В6</td> <td>11. 0%</td> <td>(2) その他のもの</td> <td>200880. 190</td>	В6	11. 0%	(2) その他のもの	200880. 190
の他のもの     21.3%       (2) その他のもの     17.0%       (2) その他のもの     17.0%       (3) その他のもの     10.8%       B その他のもの     15.0%       (3) その他のもの     15.0%       (4) その他のもの     15.0%       (5) その他のもの     15.0%       (1) ベルブ状のもの     15.0%       (2) その他のもの     15.0%       (3) その他のもの     15.0%       (3) その他のもの     12.0%       (4) を紹告をおようの     12.0%       (5) その他のもの     12.0%       (6) を紹告をおい 1個の重量が2キログラム以上のもの     8.0%       B その他のもの     13.4%       (6) その他のもの     9.6%       (7) その他のもの     13.4%       (8) その他のもの     9.6%       (9) その他のもの     9.6%       (1) その他のもの     9.6%       (1) その他のもの     9.6%       (2) その他のもの     9.6%       (3) その他のもの     9.6%       (4) をおともの1個の重量が2キログラム以上のもの     9.6%       (5) その他のもの     9.6%       (7) とのものもの     9.6%       (8) その他のもの     9.6%       (9) その他のもの     9.6%       (1) よのはのもの     9.6%       (1) よのはのもの     9.6%       (1) よのはのもの     9.6%       (2) よのはのよの     9.6%       (3) よのはのよの     9.6%       (4) よのはのよの     9.6%    <	В6	21.0%		200880. 110
の他のもの     21.3%       (2) その他のもの     17.0%       (2) その他のもの     17.0%       (2) その他のもの     17.0%       (3) をの他のもの     15.0%       (4) 気密容器入りのもの     15.0%       (5) その他のもの     10.8%       (6) などの他のもの     12.0%       (6) 本の他のもの     12.0%       (6) 本の他のもの     12.0%       (6) 本の他のもの     13.4%       (6) 本の他のもの     13.4%       (7) その他のもの     13.4%       (8) 本の他のもの     13.4%       (9) その他のもの     13.4%       (1) その他のもの     13.4%       (1) 本の他のもの     13.4%       (1) 本の他のもの     13.4%       (2) その他のもの     13.4%       (3) その他のもの     13.4%       (4) 本の他のもの     13.4%       (5) ー     13.4%       (5) ー     13.4%       (6) 本の他のもの     13.4%       (7) ー     13.4%       (8) 上の他のもの     13.4%       (9) ー     13.4%       (1) 上の他のもの     13.4%       (1) 本の他のもの     13.4%       (1) 本の他のもの     13.4%       (2) 上の他のもの     13.4%       (3) 上の他のもの     14.0%       (4) 上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の			1 砂糖を加えたもの	
の他のもの     21.3%       (2) その他のもの     17.0%       (2) その他のもの     17.0%       (3) その他のもの     10.8%       (4) をの他のもの     10.8%       (5) をの他のもの     10.8%       (6) その他のもの     10.8%       (7) 本の他のもの     10.8%       (8) その他のもの     10.8%       (1) ベルブ状のもの     12.0%       (1) ベルブ状のもの     15.0%       (2) その他のもの     15.0%       (3) その他のもの     15.0%       (4) を発達入りのもの     15.0%       (5) その他のもの     15.0%       (6) その他のもの     8.0%       (7) をの他のもの     8.0%       (8) その他のもの     13.4%       (9) その他のもの     13.4%       (10) その他のもの     13.4%       (11) 本の他のもの     13.4%       (12) をの他のもの     13.4%       (13) をのはのより     14.2%			ストロベリー	2008. 80
の他のもの     1.0 ペルプ状のもの     17.0%       (1) ペルプ状のもの     17.0%     17.0%       (2) その他のもの     17.0%     17.0%       (2) その他のもの     10.8%     15.0%       (2) その他のもの     15.0%     15.0%       (2) その他のもの     15.0%     15.0%       (2) その他のもの     10.8%     10.8%       (3) その他のもの     15.0%     15.0%       (4) ないだがいもの     15.0%     15.0%       (5) イン状かもの     15.0%     15.0%       (1) インプ状のもの     15.0%     15.0%       (2) その他のもの     15.0%     15.0%       (3) ない他のもの     15.0%     15.0%       (4) な器ともの 1 個の重量が 2 キログラム以上のもの     8.0%     8.0%       (5) その他のもの     13.4%       (6) な器ともの他のもの     13.4%       (7) その他のもの     13.4%       (8) その他のもの     13.4%       (9) その他のもの     13.4%       (1) その他のもの     13.4%       (2) その他のもの     13.4%       (3) その他のもの     13.4%       (4) ないはいまたもの     18.0%       (5) その他のもの     18.0%       (6) ないはいまたもの     18.0%       (7) よいはいまたもの     18.0%       (8) ないはいまたもの     18.0%       (9) よいはいまたもの     18.0%       (1) ないまたもの     18.0%       (2) ないまたもの     18.0%	В6	9.6%		200870. 299
の他のもの     21.3%       (2) その他のもの     17.0%       (2) その他のもの     17.0%       (2) その他のもの     17.0%       (2) その他のもの     15.0%       (3) その他のもの     15.0%       (4) 答辞ともの1 個の重量が2キログラム以上のもの     12.0%       (5) その他のもの     15.0%       (6) その他のもの     6.7%       の他のもの     13.4%       の他のもの     13.4%			(2) その他のもの	
の他のもの     21.3%       (1) ベルブ状のもの     21.3%       (2) その他のもの     17.0%       (2) その他のもの     10.8%       A 気感容器入りのもの     15.0%       (2) その他のもの     15.0%       (2) その他のもの     10.8%       (2) その他のもの     10.8%       (2) その他のもの     12.0%       (2) その他のもの     15.0%       (2) その他のもの     15.0%       (2) その他のもの     15.0%       (2) その他のもの     15.0%       (2) その他のもの     12.0%       (2) その他のもの     12.0%       (3) を密器入りのもの     12.0%       (4) を密器入りのもの     12.0%       (5) その他のもの     8.0%       (6) その他のもの     8.0%       (7) その他のもの     8.0%				
の他のもの     1.3%       (1) ベルブ状のもの     21.3%       20 その他のもの     17.0%       20 その他のもの     15.0%       B その他のもの     15.0%       20 その他のもの     15.0%       B その他のもの     10.8%       B その他のもの     10.8%       の他のもの     10.8%       の他のもの     12.0%       (1) ベルブ状のもの     15.0%       (2) その他のもの     15.0%       (2) その他のもの     15.0%       (2) その他のもの     15.0%       (3) その他のもの     15.0%       (4) 答辞ともの1値の重量が2キログラム以上のもの     6.7%       (b) その他のもの     8.0%	В6	13. 4%	B その他のもの	200870. 199
の他のもの     21.3%       (2) その他のもの     21.3%       (2) その他のもの     17.0%       (2) その他のもの     10.8%       A 気密容器入りのもの     10.8%       B その他のもの     10.8%       A 気密容器入りのもの     10.8%       D心他のもの     10.8%       D心性のもの     10.8%       おとの他のもの     10.8%       (2) その他のもの     10.8%       (2) その他のもの     15.0%       (2) その他のもの     12.0%       クタリンを含む。)     12.0%       (3) な密器ともの1個の重量が2キログラム以上のもの     6.7%	В6	8.0%		200870. 192
の他のもの     21.3%       (1) ベルプ状のもの     21.3%       (2) その他のもの     17.0%       糖を加えたもの     10.8%       B その他のもの     15.0%       の他のもの     15.0%       の他のもの     10.8%       B その他のもの     10.8%       の他のもの     10.8%       の他のもの     12.0%       の他のもの     15.0%       の性のよりの     15.0%       のはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのは	EIF	6.7%		200870. 191
の他のもの     21.3%       (1) ベルプ状のもの     21.3%       (2) その他のもの     17.0%       糖を加えたもの     10.8%       (2) その他のもの     15.0%       の他のもの     15.0%       の他のもの     10.8%       B その他のもの     10.8%       B その他のもの     10.8%       D その他のもの     12.0%       (2) その他のもの     15.0%       (2) その他のもの     12.0%       (2) その他のもの				
の他のもの1.3%(1) メルプ状のもの21.3%(2) その他のもの17.0%期を加えたもの17.0%(2) その他のもの10.8%B その他のもの15.0%O他のもの15.0%B その他のもの10.8%B その他のもの10.8%D その他のもの10.8%D その他のもの10.8%D その他のもの10.8%Uば10.0%Mを加えたもの15.0%(1) メルプ状のもの15.0%(2) その他のもの15.0%(2) その他のもの15.0%(2) その他のもの15.0%(2) その他のもの15.0%(3) その他のもの15.0%(3) その他のもの15.0%(3) その他のもの15.0%(3) その他のもの15.0%(3) その他のもの15.0%(4) 大りンを含む。)15.0%(5) 大りンを含む。)12.0%			(2) その他のもの	
の他のもの21.3%(1) パルプ状のもの21.3%(2) その他のもの17.0%(2) その他のもの17.0%(3) その他のもの10.8%B その他のもの15.0%O他のもの10.8%B その他のもの10.8%D その他のもの10.8%D その他のもの10.8%(2) その他のもの10.8%(3) その他のもの15.0%(2) その他のもの15.0%(3) その他のもの15.0%(3) その他のもの15.0%(3) その他のもの15.0%(3) その他のもの15.0%(3) その他のもの15.0%(3) その他のもの15.0%			1 砂糖を加えたもの	
の他のもの(1) パルプ状のもの21. 3%(2) その他のもの17. 0%(2) その他のもの17. 0%A 気密容器入りのもの15. 0%B その他のもの15. 0%(2) その他のもの10. 8%B その他のもの10. 8%B その他のもの10. 8%B その他のもの10. 8%D その他のもの12. 0%の他のもの12. 0%(2) その他のもの15. 0%(2) その他のもの15. 0%(2) その他のもの15. 0%(2) その他のもの15. 0%(2) その他のもの15. 0%(2) その他のもの15. 0%			桃(ネクタリンを含む。)	2008. 70
の他のもの21.3%(1) パルブ状のもの21.3%(2) その他のもの17.0%(2) その他のもの17.0%A 気密容器入りのもの10.8%B その他のもの15.0%(2) その他のもの10.8%B その他のもの10.8%(2) その他のもの10.8%B その他のもの10.8%(2) その他のもの10.8%(2) その他のもの10.8%(3) その他のもの12.0%(1) パルブ状のもの15.0%(2) その他のもの15.0%(2) その他のもの15.0%	В6	12.0%	(2) その他のもの	200860. 290
の他のものこの他のもの(1) パルブ状のもの21.3%(2) その他のもの17.0%(2) その他のもの10.8%A 気密容器入りのもの15.0%B その他のもの10.8%(2) その他のもの10.8%B その他のもの10.8%(2) その他のもの10.8%(2) その他のもの10.8%B その他のもの10.8%(2) その他のもの10.8%(3) その他のもの12.0%(4ば15.0%(3) その他のもの15.0%			ds	
の他のもの13%(1) パルプ状のもの21.3%(2) その他のもの17.0%(2) その他のもの17.0%A 気密容器入りのもの15.0%B その他のもの15.0%A 気密容器入りのもの9.0%B その他のもの10.8%B その他のもの10.8%B その他のもの10.8%B その他のもの10.8%C2) その他のもの10.8%B その他のもの12.0%んぼ15.0%	В6	15.0%	(2) その他のもの	200860. 190
の他のものの他のもの(1) パルプ状のもの21.3%(2) その他のもの17.0%(2) その他のもの17.0%A 気密容器入りのもの15.0%B その他のもの15.0%(2) その他のもの9.0%A 気密容器入りのもの10.8%B その他のもの10.8%B その他のもの10.8%B その他のもの10.8%(2) その他のもの10.8%の他のもの12.0%	В6	15. 0%	(1) パルプ状のもの	200860. 110
の他のもの     21.3%       (1) パルプ状のもの     21.3%       (2) その他のもの     17.0%       (2) その他のもの     10.8%       (2) その他のもの     15.0%       (2) その他のもの     15.0%       (2) その他のもの     9.0%       (2) その他のもの     10.8%			1 砂糖を加えたもの	
の他のもの     21.3%       (1) パルプ状のもの     21.3%       (2) その他のもの     17.0%       (2) その他のもの     10.8%       A 気密容器入りのもの     15.0%       (2) その他のもの     15.0%       の他のもの     9.0%       A 気密容器入りのもの     10.8%       B その他のもの     10.8%       B その他のもの     10.8%       (2) その他のもの     10.8%       B その他のもの     10.8%       の他のもの     10.8%       の他のもの     12.0%			さくらんぼ	2008.60
の他のもの       21.3%         (1) パルプ状のもの       21.3%         (2) その他のもの       17.0%         (2) その他のもの       10.8%         (2) その他のもの       15.0%         の他のもの       10.8%         A 気密容器入りのもの       9.0%         A 気密容器入りのもの       10.8%         B その他のもの       10.8%	В6	12.0%	(2) その他のもの	200850. 290
の他のもの(7) バルブ状のもの21.3%(2) その他のもの17.0%(2) その他のもの17.0%(2) その他のもの10.8%B その他のもの15.0%(2) その他のもの15.0%(3) その他のもの10.8%B その他のもの10.8%				
その他のものその他のもの(1) パルプ状のもの21.3%(2) その他のもの17.0%砂糖を加えたもの17.0%(2) その他のもの10.8%A 気密容器入りのもの15.0%E その他のもの15.0%A 気密容器入りのもの9.0%A 気密容器入りのもの9.0%			あんず	2008. 50
その他のものその他のもの(1) パルプ状のもの21.3%(2) その他のもの17.0%砂糖を加えたもの17.0%(2) その他のもの20.8%A 気密容器入りのもの10.8%B その他のもの15.0%その他のもの15.0%A 気密容器入りのもの9.0%	В6	10.8%		200840. 299
その他のものその他のもの21.3%(1) バルブ状のもの21.3%(2) その他のもの17.0%砂糖を加えたもの17.0%(2) その他のもの2.0%A 気密容器入りのもの10.8%B その他のもの15.0%その他のもの15.0%	В8	9.0%	気密容器入りのもの	200840. 291
その他のものその他のもの21.3%(1) バルブ状のもの21.3%(2) その他のもの17.0%砂糖を加えたもの20.0%(2) その他のもの20.0%(2) その他のもの10.8%B その他のもの15.0%その他のもの15.0%			(2) その他のもの	
その他のもの       21.3%         (1) パルプ状のもの       21.3%         (2) その他のもの       17.0%         砂糖を加えたもの       (2) その他のもの         (2) その他のもの       10.8%         B その他のもの       15.0%			その他	
その他のもの       21.3%         (1) パルプ状のもの       21.3%         (2) その他のもの       17.0%         砂糖を加えたもの       20.2 その他のもの         (2) その他のもの       10.8%	В6	15.0%	B その他のもの	200840. 199
その他のもの       21.3%         (1) パルプ状のもの       21.3%         (2) その他のもの       17.0%         砂糖を加えたもの       (2) その他のもの	В6	10.8%	A 気密容器入りのもの	200840. 191
その他のもの       21.3%         (1) パルプ状のもの       21.0%         (2) その他のもの       17.0%         砂糖を加えたもの       17.0%			(2) その他のもの	
その他のもの (1) パルプ状のもの (2) その他のもの (2) その他のもの (3) その他のもの (4) その他のもの (5) その他のもの (6) その他のもの (7) その他のもの			1 砂糖を加えたもの	
その他のもの21.3%(1) パルプ状のもの21.3%(2) その他のもの17.0%			<b>坐</b>	2008. 40
その他のもの (1) パルプ状のもの 21.3%	В6	17.0%		200830. 290
	В6	21. 3%		200830. 210
			- 1	

200899, 259	ー その名のもの	12. 0%	R6
20.09	†を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないもの		Č
	「「戻らもりつつ、多篇「ショシェ条字を導入、89~4~2~4~2~4回4~4~。)		
2009. 12	冷凍してないもの(ブリックス値が20以下のものに限る。)		
	$\circ$		
200912. 290	9\$ <i>0</i>	25. 5%	B11
	グレープフルーツ(ポメロを含む。)ジュース		
2009. 29	その他のもの		
	2 その他のもの		
200929. 210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19. 1%	B8
	パイナップルジュース		
2009. 41	ブリックス値が 20 以下のもの		
	2 その他のもの		
200941. 290	(2) その他のもの	25. 5%	B11
2009. 50	トマトジュース		
200950. 100	1 砂糖を加えたもの	29. 8%	B6
200950. 200	2 その他のもの	21. 3%	B6
	- ぶどうジュース(ぶどう搾汁を含む。)		
2009. 61	ブリックス値が 30 以下のもの		
200961. 200	2 その他のもの	19. 1%	B6
2009. 69	その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
200969. 110	(1) しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	23. 0%	B6
	2 その他のもの		
200969. 210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19. 1%	EIF
200969. 290		25. 5%	B11
	りんごジュース		
2009. 71	ブリックス値が 20 以下のもの		
	2 その他のもの		
200971. 210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19. 1%	B11
200971. 290	(2) その他のもの	29. 8%	B11
2009. 79	その他のもの		
	2 その他のもの		
200979. 210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19. 1%	B8
	その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)		
2009. 81	クランベリー(ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウ		
	ム・ヴィティスイダイア)ジュース		
	2 その他のもの		

200981. 210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19. 1%	В6
200981. 290	(2) その他のもの	25. 5%	В6
2009. 89	その他のもの		
	1 果汁		
	(1) 砂糖を加えたもの		
200989. 111	A しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	23. 0%	В6
200989. 119	その他のもの	29.8% (その率が 1kg につき 23 円 の従量税率より低いときは、当該 従量税率)	В6
	(2) その他のもの		
	A しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		
200989. 122	ー プルーンジュース	14. 4%	В6
200989. 123	— その他のもの	19. 1%	В6
200989. 129	B その他のもの	25. 5%	В6
	2 野菜ジュース		
200989. 210	(1) 砂糖を加えたもの	8.1%	В6
	(2) その他のもの		
200989. 221	- 気密容器入りのもの	9.0%	В6
	— その他のもの		
200989. 231	ーー にんじんジュース	7.2%	В6
200989. 239	―― その他のもの	7.2%	EIF
	3 その他のもの		
200989. 910	(1) 砂糖を加えたもの	13. 4%	B4
200989. 990	(2) その他のもの	9.6%	EIF
2009. 90	混合ジュース		
	1 果汁を主成分とするもの		
	(1) 砂糖を加えたもの		
200990. 111	A しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	В6
200990. 119	B その他のもの	29.8% (その率が 1kg につき 23 円の従量税率より低いときは、当該	B11
		( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	
	(2) その他のもの		
200990. 121	A しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19. 1%	В6
200990. 129	B その他のもの	25. 5%	В6
	2 野菜ジュースを主成分とするもの		
200990. 220	(2) その他のもの	5.4%	EIF
	3 その他のもの		
200990.990	(2) その他のもの	9.6%	EIF

		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	21.03
EIF	10. 5%	調製したベーキングパウダー	210230.000
EIF	3.8%	1 酵母	210220. 100
		酵母(不活性のものに限る。)及びその他の単細胞微生物(生きていないものに限る。)	2102. 20
EIF	10. 5%	酵母(活性のものに限る。)	210210.000
		酵母(活性のものであるかないかを問わない。) 及びその他の単細胞微生物(生きていないものに限るものとし、第 30.02 項のワクチンを除く。)並びに調製したベーキングパウダー	21.02
EIF	6.0%	<ul><li>ドリットから右のリーカー大圧を(悪っ方もので戻る。) 引つさかのドキス、ドッカノく図の厳鑑を</li></ul>	210130.000
B6	15.0%	B その他のもの	210120. 247
B11	16. 8%	— その他のもの	210120. 242
B11	21.0%	ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	210120. 241
		(a) しょ糖の含有量が全重量の 50%未満のもの	
		A 砂糖を加えたもの	
		(2) その他のもの	
		2 茶又はマテをもととした調製品	
EIF	8.0%	(2) その他のもの	210120. 120
EIF	10.0%	(1) インスタントティー	210120. 110
		1 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	
		をもととした調製品	
		茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテ	2101.20
B6	15. 0%	B その他のもの	210112. 249
		(2) その他のもの	
		2 コーヒーをもととした調製品	
EIF	15.0%	B その他のもの	210112. 122
EIF	8.8%	A インスタントコーヒー	210112. 121
		(2) その他のもの	
		1 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品	
		エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品	2101. 12
EIF	15.0%	(2) その他のもの	210111. 290
EIF	8.8%	(1) インスタントコーヒー	210111. 210
		2 その他のもの	
		エキス、エッセンス及び濃縮物	2101. 11
		ユニューシャイン、イグラインスの家舗を出りている。これもののつうで観察に出りてエニューなって、一方でした調製品	
		ーコートーン オート マーン・オート とうけん アンナート 一丁 マート マート・コント からし アン・オート トートーン アート・コン・エー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		- 、 、	; ;
		一 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	21.01

210310.000		7 2%	RA
200			
2103. 90	1 パーラ		
210390 130	(3) その色のもの	7.2%	HIH
21.04	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品		
2104. 10			
210410.010	1 野菜のもの(気密容器入りのものに限る。)	7.0%	EIF
210410.020		8.4%	EIF
210420.000	均質混合調製食料品	8	EIF
21.06	調製食料品(他の項に該当するものを除く。)		
2106. 10	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質		
	2 その他のもの		
	(1) 砂糖を加えたもの		
210610. 211	A しょ糖の含有量が全重量の 50%未満のもの	16.8%	B11
	(2) その他のもの		
	A 植物性たんぱく		
210610. 221	- たんぱく質の含有量が全重量の 80%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大		
	のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので1個の正味重量が 200 グラムキ油のもの	10. 6%	В6
210610. 222	- その街のもの	10. 6%	В6
210610. 229	B その他のもの	15. 0%	B6
2106.90	その他のもの		
	1 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品		
	(1) 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの		
	ー 第 0401.10 号の 1、第 0401.20 号の 1、第 0401.40 号の 1 並びに第 0401.50 号の 1 の(1)の及び(2)に掲げるミルク及びクリーム、第 0403.10 号の 1 並びに第 0403.90 号の 1 の(1)の		
	[2] 、(2)の [2] 及び(3)の [2] に掲げるバターミルク等、第 0404.90 号の 1 の(1)の [1] 及び [2] 、(2)の [1] 及び [2] 並びに(3)の [1] 及び [2] に掲げるミルクの天然		
	の組成分から成る物品、第 1806. 20 号の 1 の(1)及び第 1806. 90 号の 2 の(1)の A に掲げる		
	ココアを含有する調製食料品、第 1901. 10 号の 1 の(1) 及び(2) 、第 1901. 20 号の 1 の(1)の A みび B ボバア 第 1901. 20 号の 1 の(1)の A みび B ボルブ 調制 今秋 見 一 第 9101 19 早の 9		
	- (1)の A 及び B 並びに第 2101. 20 号の 2 の(1)の A 及び B に掲げるコーヒー等をもととし		
	た調製品並びに第 2106.10 号の 1 並びにこの号の 1 の(1)及び(2)に掲げる調製食料品につ		
	いて、133,940 トン(全乳換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとす		
	る。)を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘察して輸入時に有効があるではみと問題到当ての数量におのきのであって、輸入時に有効が関連相則で定		
	める条件に従うもの(第 04.01 項、第 04.03 項、第 04.04 項、第 18.06 項、第 19.01 項、		
	第 51.01 頃及びこの頃において「その色の乳製品に保る共通の限度数重以内のもの」という。)		

		ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。)及びぶどう搾汁(第 50.09 項のものを除く。)	22.04
EIF	9. 6%	2 その他のもの	220299. 200
B4	13. 4%	1 砂糖を加えたもの	220299. 100
		その街のもの	2202.99
EIF	9. 6%	2 その他のもの	220291. 200
		ノンアルコールビール	2202. 91
		その色のもの	
		のアルコールを含有しない飲料(第 20.09 項の果実又は野菜のジュースを除く。)	: : :
		WO ~ ( と聞ごのすくさ叫を拝扣を打ひは扣井のWの子輔他	99 09
В8	15.0%	の各の他のその (II)	210690, 299
		II その他のもの	
В6	12. 5%	- 植物性たんぱくを加水分解したもの	210690. 296
EIF	12.5%	ー ビタミンをもととした栄養補助食品	210690. 295
		\$0	
		す「類化水μなっぱり、マ井崎・中間・中間・東京・イー・イマックである。	
		(ロ) その色のもの	
		ハ その他のもの	
В6	10.0%	(ロ) その他のもの	210690. 293
EIF	12.0%	(イ) おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	210690. 292
		ロ アルコールを含有しない飲料のもと	
		(b) その他のもの	
В6	12.5%	— その他のもの	210690. 269
В6	12. 5%	ーー その他のもの	210690. 262
		- 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	
		ロ ビタミンをもととした栄養補助食品	
		(a) 砂糖を加えたもの	
		E その他のもの	
EIF	11.0%	(b) その他のもの	210690. 247
		D 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの(アルコール分が0.5%を超えるものに限る。)	
В6	5.0%	B チューインガム	210690. 230
B11	税率より低いときは、当該 率)		
	29. 8%(その率が 1kg につき 23 円	他のもの	210690, 229
		A 糖水(着色料又は香味料を加えたものに限る。)	
		(2) その他のもの	
		2 その他のもの	
JPR12	21. 0%	ーー その他のもの	210690. 112

220410.000	スパークリングワイン	1 リットアにつき 182 円	JPB8***
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの		
2204. 21	2 リットル以下の容器入りにしたもの		
220421. 010	1 シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒	1 リットルにつき 112 円	В6
220421. 020	2 その他のもの	15.0%(その率が1リットルにつき 125 円の従量税率より高いとき又は	
		1 リットルにつき 67 円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)	JPB8****
220422. 000	2リットルを超え 10 リットル以下の容器入りにしたもの	15.0% (その率が1リットルにつき125円の従量税率より高いとき又は1リットルにつき67円の従量税率より低いときはな1リットルにつき67円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)	JPB8****
2204. 29	その他のもの		
220429. 010	1 150 リットル以下の容器入りにしたもの	12.0% (その率が1リットルにつき15.0% (その率が1リットルにつき 1125 円の従量税率より高いとき又は 1リットルにつき 67 円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)	JPB8****
220429. 090	2 その他のもの	ルにつき 45 円	EIF
2204. 30	その他のぶどう搾汁		
220430. 200	2 その他のもの	1 リットルにつき 45 円	B4
22.06	to the section of the transfer to the same of the transfer to		
2206.00	その他の発酵酒(例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒)並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)		
220600. 100	1 アルコール分が 1%未満のもの	58.8% (その率が 1kg につき 53 円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B6
22.07	エチルアルコール (変性させてないものでアルコール分が 80%以上のものに限る。)及び変性アルコール (アルコール分のいかんを問わない。)		
2207. 10	エチルアルコール (変性させてないものでアルコール分が 80%以上のものに限る。)		
	1 アルコール分が 90%以上のもの (2) その他のもの		
	B その他のもの		
220710. 199	[2] その他のもの	10. 0%	B11
22.09			
220900.000	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	7.5%	EIF
23.09	飼料用に供する種類の調製品		

2309.10	犬用又は猫用の飼料(小売用にしたものに限る。)		
230910.010	1 乳糖の含有量が全重量の 10%以上のもの	7	
		る乳糖の含有率β→10.0%を超える   1.0%ごとに6円を加えた額	86
	2 その他のもの		
	(2) その他のもの		
	B その他のもの		
230910.099	(6) その他のもの	lkg につき 36 円	EIF
2309.90	その他のもの		
	1 飼料用に供する種類の調製品(飼料に添加するものに限る。)		
230990.110	— 飼料用ビタミン調製品	3.0%	EIF
230990. 190	— その他のもの	3.0%	EIF
	2 その他のもの		
	(1) 乳糖の含有量が全重量の 10%以上のもの		
230990. 219	B その他のもの	1kg につき、52.50 円に重量比による乳糖の含有率が 10.0%を超える1.0%ごとに 5.30 円を加えた額	В6
29. 05	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体		
	その他の多価アルコール		
290543.000	マンニトール	2.8%	EIF
290544. 000	D-グルントール (ソルビトール)	17.0%	B11
290545.000	<b>ゲリセリン</b>	5.0%	EIF
33.01	精油(コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。)、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート(冷浸洗又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。)、精油からディンので、水ので、水ので、水ので、水ので、水ので、水ので、水ので、水ので、水ので、水		
	スソリューション 精油 (かんきつ類の果実のものに限る。)		
3301.19	その他のもの		
	2 その他のもの		
330119.210	- ライムのもの	3. 2%	EIF
330119. 290	— その他のもの	3. 2%	EIF
	精油(かんきつ類の果実のものを除く。)		
330124.000	ペパーミント (メンタ・ピペリタ) のもの	3. 2%	EIF
3301.25	その他のミントのもの		
330125.020	2 べの街のペパーハン下笛	3.2%	EIF
330125.030	3 その他のもの	2.2%	EIF
3301. 29	その街のもの		

		アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸	
		工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール	38. 23
EIF	21.3% (その率が 1kg につき 25.50 円の従量税率より低いときは、当 該従量税率)		380910.000
		仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品(繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	38.09
B11	21.3% (その率が 1kg につき 25.50 円の従量税率より低いときは、当 該従量税率)	下の着列	350520. 000
B11	21.3% (その率が 1kg につき 25.50 円の従量税率より低いときは、当 該従量税率)	2 その他のもの	350510. 200
B6	6.8%	1 エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	350510. 100
		デキストリンその他の変性でん粉	3505. 10
		キストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤	
	19	デキストリンその他の疫性でん粉(例えば、雄化済でん粉及びエステル化でん粉)及びでん粉又はデ	35. 05
EIF	5. 1%	— その他のもの	350400.029
EIF	5. 1%	- 植物性たんぱく及びその誘導体	350400.021
		2 その他のもの	
EIF	2.9%	1 ペプトン、その誘導体及び皮粉	350400.010
		ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体(他の項に該当するものを 除く。)並びに皮粉(クロムみょうばんを加えたものを含む。)	3504.00
			35.04
EIF	2.9%	その他のもの	350290.000
EIF	2. 9%	ミルクアルブミン(二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含む。)	350220.000
EIF	8.0%	その他のもの	350219.000
EIF	8.0%	乾燥したもの	350211.000
		卵白	
	734-	アルブミン(二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥 状態において全重量の 80%を超えるものに限る。)及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体	35.02
EIF	5. 4%	その他のもの	350190.000
		カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー	35.01
EIF	3. 2%	- その他のもの	330129.990
EIF	3. 2%	- ジャスミンのもの	330129. 910
		5 その他のもの	
EIF	2.2%	4 ラベンダー又はラバンジンのもの	330129. 400

382311.000	ステアリン酸	2.5%	EIF
382312.000	オレイン酸	2.5%	EIF
382313.000	トール油脂肪酸	3.0%	EIF
382319.000	その他のもの	2.5%	EIF
382370.000	工業用の脂肪性アルコール	2.5%	EIF

第C節 日本国の原産地規則及び原産地手続

第一款 一般規則及び手続

1 この節の規定の適用上、

(a) あって、 「代替性のある産品又は材料」 それらの特性が本質的に同 とは、 <u>ー</u>の ものをいう。 商取引にお いて相互に交換することが可能な産品又は 材料で

(b) 基準、 び財務書類の作成に関して、 る支持を得ている会計原則をいう。 「一般的に認められている会計原則」 慣行及び手続を含む。 締約国 これらの原則には、  $\mathcal{O}$ 領域におい とは、 収益、 . 一 経費、 般的に認められている、 般的に適用される概括的な指針 費用、 資産又は負債の記録、 又は十分なか 並びに詳細な 情 つ権 報の 開 威 示及  $\mathcal{O}$ あ

(c) 「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

(d) み込まれないものに限る。)又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用さ 「間接材料」とは、 産品 の生産、 試験若しくは検査において使用される材料 (当該産品に物理的に組

れる材料をいい、

次のものを含む。

- (i) 燃料、エネルギー、触媒及び溶剤
- ・ 産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
- 一 手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品
- iv 工具、ダイス及び鋳型
- (v) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料
- (vi) 生産において使用され、 又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、 グリース、 コンパウ

ンド材その他の材料

(vii) 産品に組み込まれない 他の材料であって、 当該産品の生産における使用が当該生産の一 部であると

合理的に示すことができるもの

- (e) 「材料」 とは、 他の産品の生産において使用される産品をいう。
- (f) 「非原産品」 又は 「非原産材料」とは、この節の規定に従って原産品とされない産品又は材料をい

(g) 原産品」 又は 「原産材料」 とは、 この節の規定に従って原産品とされる産品又は材料をいう。

う。

- (h) 「輸送用のこん包材料及びこん包容器」とは、 他の産品を輸送中に保護するために使用される産品
- (小売用に包装された産品の包装材料及び包装容器を含まない。)をいう。

(i)

「関税上の特恵待遇」とは、

獲、

収集、

繁殖、

抽出、

採集、

製造、

加工及び組立てを含む。

(j) 「生産」 とは、 作業をいい、 産品 の栽培、 耕作、 成育、 採掘、 収穫、 漁ろう、 わなかけ、 狩猟、

捕

前節の規定に従って原産品について適用する関税率をいう。

- (k)  $\mathcal{O}$ 実施に関する協定に従って決定されるその き価格又は世界貿易機関設立協定附属書一 「取引価額」 とは、 産品 が輸出のために販売されるに当たって現実に支払われた若しくは支払わ 他の A千九百九十四 価額をいう。 年の 関税及び貿易に関する一 般協定第七条 れる
- 2 (a) (1) 日本国は、 産 品 の価額」とは、 この節に別段の定めがある場合を除くほか、 産品の取引価額から当該産品の国際輸送に要する費用を除いたものをいう。 次のいずれかの産品であって、 この節に規定
- (i) 一方又は双方の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品であって、心に定めるも

する他の全ての関連する要件を満たすものを原産品とすることを定める。

- (ii) 一方又は双方の締約国の領域において原産材料のみから完全に生産される産品
- (iii) 一方又は双方の締約国 の領域において一又は二以上の生産者により非原産材料を使用して完全に生

産される産品であって、次款及び第三款に定める全ての関連する要件を満たすもの

- (b) 日本国は、 (3)の規定の適用上、次に掲げる産品を、一方又は双方の締約国の領域において完全に得ら
- れ、 又は生産される産品とすることを定める。

(i) 当該 領域において栽培され、 耕作され、 収穫され、 採取され、 又は採集される植物又は植物性生産

品

- (ii) 当該領域において生まれ、 かつ、成育された生きている動物 (第三類に該当するものを除く。)
- (iii) 当該領域において生きている動物 (第三類に該当するものを除く。)から得られる産品
- (iv)ものを除く。) 当該領域において狩猟、 わなかけ、 漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物 (第三類に該当する
- (v) 当該領域から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質(いからいまでに規定するものを除

- 3 (a) (vi)  $\mathcal{O}$ 要件を満たさない非原産材料を含む場合であっても、 日本国は、 当該領域において、

  (i)から

  (v)までに規定する産品又はそれらの派生物のみから生産される産品 (c)に規定する場合を除くほか、 産品が次款及び第三款に定める適用可能な関税分類の変更 全ての当該非原産材料の価額が当該産品の価額
- 当該産品を原産品とすることを定める。

非原産材料を他の産品の生産において使用している場合にのみ適用する。

(c) (a)の規定は、次のものについては、適用しない。

(b)

(a)

の規定は、

0

十パーセントを超えず、

かつ、当該産品がこの節に定める他の全ての関連する要件を満たすときは

- (i) ントを超えるものに限る。)であって、第○四・○一項から第○四・○六項までの各項の産品 ○六・九○号の原産品でない酪農調製品 第○四・○一項から第○四・○六項までの各項の非原産材料又は第一九○一・九○号若しくは第二 (乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パ ーセ
- において使用されるもの(第○四○二・一○号から第○四○二・二九号までの各号の粉乳又は第○四 〇六・三〇号のプロセスチーズであって、匈に定める僅少の非原産材料に係る十パーセントの許容限

四〇二・一〇号から第〇四〇二・二九号までの各号及び第〇四〇六・三〇号の産品を除く。)の生産

度を適用する結果として原産品であるものは、この⑴に規定する第○四・○一項から第○四・○六項

(ii) 第○四・○一項から第○四・○六項までの各項の非原産材料又は第一九○一・九○号の原産品でな

までの各項の産品又は⑪に規定する産品の生産において使用される場合には、原産材料とする。)

1 酪農調製品 (乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。)

であって、次のいずれかの産品の生産において使用されるもの

- (A) セントを超えるものに限る。) 第一九〇一・一〇号の育児食用の調製品 (乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パ
- (B) 五パーセントを超えるものであって小売用でないものに限る。 第一九〇一・二〇号の混合物及び練り生地 (バター脂の含有量が乾燥状態において全重量の二十
- (C)て全重量の十パーセントを超えるものに限る。) 第一九○一・九○号又は第二一○六・九○号の酪農調製品 (乳固形分の含有量が乾燥状態におい
- (D) 第二一・〇五項の産品
- (E) 第二二〇二・九一号又は第二二〇二・九九号の飲料(ミルクを含有するものに限る。)

(F) 第二三○九・九○号の飼料(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超え

るものに限る。)

- (iii) 第○八・○五項又は第二○○九・一一号から第二○○九・三九号までの各号の非原産材料であっ
- 〇二・九一号若しくは第二二〇二・九九号の果実若しくは野菜のジュース(ミネラル又はビタミンを て、第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・三九号までの各号の産品又は第二一〇六・九〇号、第二二 加えたものに限るものとし、濃縮したものかどうかを問わず、二以上の果実又は野菜から得たものを
- (iv) 四項の産品の生産において使用されるもの 第一五類の非原産材料であって、 第一五・〇七項、 第一五・〇八項、第一五・一二項又は第一五・

除く。)の生産において使用されるもの

(v) 第八類又は第二○類の原産品でない桃、梨又はあんずであって、第二○・○八項の産品の生産にお

4 日本国は、 代替性のある産品又は材料について、次のいずれかの事項に基づいて、原産品又は原産材料

として取り扱うことを定める。

いて使用されるもの

- (a) 各々の代替性のある産品又は材料が物理的に分離していること。
- (b) 管理方式が使用されていること。ただし、 代替性のある産品又は材料が混在している場合には、 選択された在庫管理方式が当該在庫管理方式を選択した者の 一般的に認められている会計原則に基づく在庫

会計年度を通じて使用される場合に限る。

- 5 (a) 料については、 を満たすかどうかを決定するに当たり、 日本国 は、 産品が完全に得られるかどうか又は産品が次款及び第三款に定める関税分類の変更の 考慮しないことを定める。 (c)に規定する附属品、 予備部品、 工具及び解説資料その 他 要件 の資
- (b) これらと共に納入される当該産品の原産品としての資格と同一の資格を有することを定める。 日本国は、 産品 の附属品、 予備部品、 工具及び解説資料その他の資料であって心に規定するものが、
- (c) 5 の規定の適用の対象となる。 附属品、 予備部品、工具及び解説資料その他の資料は、 次の(i)及び(i)の要件を満たす場合には、この
- (i) 及び当該産品と共に納入されており、並びにその仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされていない 当該附属品、 予備部品、工具及び解説資料その他の資料が、産品に含まれるものとして分類され、

(ii) 当該附属品、 予備部品、工具及び解説資料その他の資料の種類、 数量及び価額が前に規定する産品

について慣習的なものであること。

6 (a) 日本国は、 産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、 当該産品に含まれるも

のとして分類される場合には、 当該産品が原産品かどうかを決定するに当たって考慮しないことを定め

る。

(b) 日本国は、 輸送用のこん包材料及びこん包容器については、 産品が原産品であるかどうかを決定する

に当たって考慮しないことを定める。

7 日本国は、 間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、 原産材料とみなすことを定める。

8 (a) 日本国は、 原産品が第三国の領域を通過することなく輸入締約国へ輸送される場合には、当該原産品

が原産品としての資格を維持することを定める。

(b) 日本国は、 原産品が、一又は二以上の第三国の領域を経由して輸送される場合であっても、 次の(i)及

び回の要件を満たすときは、当該原産品が原産品としての資格を維持することを定める。

- (i) 必要な他の作業を除く。 示及び当該原産品を良好な状態に保存するため又は当該原産品を輸入締約国の領域へ輸送するために 両締約国の領域外において当該原産品についていかなる作業も行われていないこと。ただし、 ばら積み貨物からの分離、 蔵置、 輸入締約国の要求に基づいて行われるラベル又は証票による表 積卸
- (ii) 当該原産品が第三国の領域において税関当局の監督の下に置かれていること。
- 9 (a) について輸入の時に申告を行うよう要求することができる。 日本国は、 この協定に基づく関税上の特恵待遇の要求を行う輸入者に対し、 産品が原産品であること
- (b) 者が知ることができるような方法により公表し、又は入手可能なものとする。 (a)に規定する申告の要件については、 日本国の法令又は手続において定めるものとし、 及び利害関係
- 10 (a) のために情報を要請することができる。日本国は、輸出者又は生産者から直接提供される当該情報を受 日本国は、この協定に基づく関税上の特恵待遇の要求を行う輸入者に対し、当該要求についての確認
- (b) 日本国は、 次のいずれかの場合には、 関税上の特恵待遇の要求を否認することができる。

領することができる。

- (i) 産品が関税上の特恵待遇を受ける資格がないと決定する場合
- (ii) (a)の規定により、 産品が関税上の特恵待遇を受ける資格があることを決定するのに十分な情報を輸

入者から得られなかった場合

(iii) 輸入者がこの節に定める要件を満たさない場合

第二款 品目 別原産地規則の解釈のため O一般的 注釈

この款及び次款の規定は、 次の 類、 項、 号及び品目に分類される産品について適用する。

(a) 第一 類から第二類までの各類

1

- (c) (b) 第四 類から第一五類までの各類

第一六・○一項から第一六・○三項までの各項

- (d) 第一七類から第二一類までの各類
- (e) 第二二・〇二項
- (f) 第二二・○四項
- (g) 関税分類番号二二〇六〇〇・一〇〇の品目

- (h) 関税分類番号二二〇七一〇・一九九の品目
- (i) 第二二·〇九項
- (j) 第二三類
- (k) 第二九○五・四三号から第二九○五・四五号までの各号
- (1) 第三三·○一項
- (m) 第三五・○一項から第三五・○二項までの各項
- (n) 第三五・○四項から第三五・○五項までの各項
- (o) 第三八〇九・一〇号
- (p) 第三八二三・一一号から第三八二三・七〇号までの各号
- 2 この款及び次款に定める品目別原産地規則の適用上、 次の略号を適用する。
- (a) 産品が該当する類を含まない。)又は産品が該当する類、 「CC」とは、いずれかの類の非原産材料からの生産 (当該類には、 項若しくは号への他の類からの変更をいう。 当該非原産材料から生産される

このことは、 当該産品の生産において使用される全ての非原産材料について、統一システムの関税分類

の二桁番号の水準における変更(すなわち、類の変更)が行われなければならないことを意味する。

(b) 分類の う。 る産品が該当する項を含まない。)又は産品が該当する類、項若しくは号への他の項からの変更をい 「CTH」とは、いずれかの項の非原産材料からの生産 このことは、 四桁番号の水準における変更(すなわち、 当該産品の生産において使用される全ての非原産材料について、統一システムの 項の変更) (当該項には、 が行われなければならないことを意味す 当該非原産材料から生産され 関税

る。

(c) う。 分類の六桁番号の水準における変更(すなわち、号の変更)が行われなければならないことを意味す れる産品が該当する号を含まない。) 「CTSH」とは、 このことは、 当該産品の生産において使用される全ての非原産材料について、 いずれかの号の非原産材料からの生産 又は産品が該当する類、 (当該号には、 項若しくは号への他の号からの変更をい 当該非原産材料から生産さ 統一システムの 関税

3 この款及び次款に定める品目別原産地規則の解釈上、

る。

(a) 関税分類の変更の要件は、非原産材料についてのみ適用する。

- (b) が原産品となるために、 ものとする。 品目別原産地規則が統一システムの特定の材料を除外する場合には、 除外された当該特定の材料が原産材料であることを要件とすることを意味する 当該品目別原産地規則は、 産品
- (c) 産 地規則のいずれかを満たすときは、 の産品が、二以上の選択的な品目別原産地規則の対象である場合において、 当該一 の産品は、 原産品とする。 当該選択的な品目別原
- (d) 要件の全てを満たすときにのみ原産品とする。 0) 産 品品 が複数の要件を含む品目別原産地規 鴚  $\mathcal{O}$ 対象である場合には、 当該一 の産品は、 当該複数の
- (e) 他 当該産品 の項又は号を含む。)から生ずることがあるものと了解される。 単一の品目別原産地規則が の項又は号の変更を定める場合には、 一連の項又は号の産品について適用され、 当該変更は、 他の項又は号 かつ、 (当該一連の項又は号の中の 当該品目別原産地規則が
- 4 接ぎ穂、 第六類から第一四類までの各類の規定の適用上、第三国から輸入した種、 苗条、 芽その他植物の生きている部分から締約国の領域において栽培される農産品又は りん茎、 根茎、 台木、 挿穂、 園芸品

は、

原産品とする。

一四八

5 第一八・○六項の規定の適用上、「カカオ含有量」とは、カカオ豆由来の成分(チョコレートリカー又

から成るものをいう。カカオ含有量割合とは、産品の重量に占める

カカオ豆由来の成分の割合をいう。

はココア粉

(固形物)及びカカオ脂)

6 第一八・〇六項の規定の適用上、 「菓子」とは、 小売用にした産品であって更なる調製なく食すること

を主に目的とするものをいう。

第三款 品目別原産地規則

前款1aからpまでに分類される産品の各品目別原産地規則は、 次の表に別段の定めがある場合を除き、

CCとする。 同表一欄に示す品目に該当する原産品については、同表二欄に定めるそれぞれの品目別原産地

規則を適用する。

	統一システムに基づく分類	一欄
十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)              CC(第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の	品目別原産地規則	二欄

〇四・〇五	燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)十パーセントを超えるもの)又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾CC(第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の
〇四・〇六	十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)
〇八〇一・三二	C T S H
〇九〇一・二一 —〇九〇一・二二	C T S H
〇九〇二・三〇	C T S H
〇九〇四・二一	CC(その他の産品) CC(第○七○九・六○号の材料からの変更を除く。)(とうがらしに限る。)
〇九〇四・二二	CTSH(その他の産品) CC(第○七○九・六○号の材料からの変更を除く。)(とうがらしに限る。)
〇九〇五・二〇	СТЅН
〇九〇六・二〇	СТЅН
〇九〇七・二〇	C T S H
〇九〇八・一二	C T S H

○九○八・二二	C T S H
○九○八・三二一	C T S H
〇九〇九・二二一	СТЯН
〇九〇九・三二一	C T S H
〇九〇九・六二	C T S H
〇九一〇・一二二	C T S H
〇九一〇・二〇一〇九一〇・三〇	ら第○九一○・三○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。  破砕し若しくは粉砕してない産品を破砕し若しくは粉砕すること(第○九一○・二○号かCC又は
〇九一〇・九一	Нюдо
〇九一〇・九九	産品への関税分類の変更を必要としない。)。  破砕し若しくは粉砕してない産品を破砕し若しくは粉砕すること(第○九一○・九九号のCTSH又は
一一〇二・九〇	CC(第一○・○六項の材料からの変更を除く。)
1 1011.10	○○(第一○・○六項の材料からの変更を除く。)
一一・〇五	CC(第○七・○一項の材料からの変更を除く。)

一一〇七・一〇	CC(第一○・○三項の材料からの変更を除く。)
110七・110	CC(第一○・○三項の材料からの変更を除く。)
一 〇八・一二	国において生産されることを条件とする。CC。ただし、産品がアメリカ合衆国において収穫されるとうもろこしからアメリカ合衆
一〇八・一三	において生産されることを条件とする。    CC。ただし、産品がアメリカ合衆国において収穫されるばれいしょからアメリカ合衆国
一一〇八・一四	CC(第○七一四・一○号の材料からの変更を除く。)
一二〇八・九〇	CTH(その他の産品) CC(サフラワーの種の粉及びミールに限る。)
一五・一八—一五・二三	СТН
1 长〇11・11111	CC(第二類の材料からの変更を除く。)
一六〇二・四一一一六〇二・四九	CC(第二類の材料からの変更を除く。)
一六〇二・五〇	する。 及び先進的な協定の締約国である第三国において完全に生産されるものであることを条件と足び先進的な協定の締約国である第三国において完全に生産されるものであることを条件と二千十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的CC。ただし、第二類の非原産材料が使用される場合には、当該非原産材料のそれぞれが

一九〇一・二〇	一九〇一・一〇	一八〇六・三一-一八〇六・九〇	一八〇六・二〇	一八〇六・一〇	一八・〇三-一八・〇五	一七・〇四	七〇二・三〇-   七〇二・六〇	一七〇一・一三―一七〇一・九九
パーセントを超えないことを条件とする。(米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十CC。ただし、非原産材料である第一一〇二・九〇号の米粉の価額が産品の価額の三十でないものに限る。) ター脂の含有量が乾燥状態において全重量の二十五パーセントを超える産品であって小売用ター脂の含有量が乾燥状態において全重量の二十五パーセントを超える産品であって小売用のの(第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)(バ	CC(その他の産品) 形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える産品に限る。) 形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える産品に限る。)(乳固CC(第○四・○一項から第○四・○六項までの各項の材料からの変更を除く。)(乳固	CTSH(その他の産品) CC(カカオ含有量割合が産品の重量の七十パーセントを超える菓子に限る。)	СТН	えないことを条件とする。(その他の産品)	СТН	СТН	CC(第一二一二・九三号の材料からの変更を除く。)	CC(第一二一・九三号の材料からの変更を除く。)

1100111 • 10	二〇〇一 - 九〇	一九・〇五	一九〇一・九〇	
更を除く。)   ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	CC(第○七○三・一○号、第○七○九・九一号、第○七○九・九一号、第○七○二・一○号のアーティチョーク、たまねぎ及びピーマンの価額が産品の価額の四十パーセントを超られず若しくはピーマンからの変更を除く。)(野菜の調製品(二以上の野菜から得たものを除く。)に限る。)  CC(第○七○三・一○号、第○七○九・六○号、第○七○九・九一号、第○七○元・九○号のアーティチョーク、たまはぎ若しくは第○七一一・二○号の材料又は第○七一・九○号のアーティチョーク、たまには、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、一つのでは、第○七○九・九一号、第○七○九十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	СТН	CC(第○四・○一項から第○四・○六項までの各項の材料からの変更を除く。)(乳固のCC(第○四・○一項から第○四・○六項までの各項の材料からの変更を除く。)(乳固のCC(第○四・○一項から第○四・○六項までの各項の材料からの変更を除く。)(乳固のCC(第○四・○一項から第○四・○六項までの各項の材料からの変更を除く。)(乳固のCC(第○四・○一項から第○四・○六項までの各項の材料からの変更を除く。)(乳固のCC(第○四・○一項から第○四・○六項までの各項の材料からの変更を除く。)(乳固のCC(第○四・○一項から第○四・○六項までの各項の材料からの変更を除く。)(乳固	品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。 注 二以上の品目別原産地規則が適用可能である場合には、産品は、それぞれの適用可能なCC(その他の産品)

_	
五. 四	

二〇〇五・九九	二〇〇五・七〇	二〇〇五・六〇	五一	二〇〇五・四〇	二〇〇五・二〇	一〇〇四・九〇	
七・一○項から第○七・一二項までの各項のばれいしょ若しくはきのこ(はらたけ属のも  CC(第○七・○一項、第○七○九・五一号若しくは第○七○九・六○号の材料又は第○	材料からの変更を除く。)	く。) CC(第○七○九・二○号の材料又は第○七一○・八○号のアスパラガスからの変更を除	く。)   CC(第○七一三・三二号から第○七一三・三九号までの各号の材料からの変更を除	CC(第○七一三・一○号の材料からの変更を除く。)	又は第一一・○五項の材料からの変更を除く。)	CC(第○七○三・一○号、第○七○九・六○号、第○七一三・一○号又は第○七一三・三二号から第○七一三・四○号までの各号の非原産材料の価額が産品の価額の四十以上の野菜から得たものを除く。)に限る。) に限る。) に限立る。(その他の産品) に対している。) に関菜の調製品(二二・一〇号文は第〇七一三・一〇号文は第〇七一三・一〇号文は第〇七一三・一〇号文は第〇七一三・一〇号文は第〇七一三・一〇号文は第〇七一三・一〇号文は第〇七一三・	号の材料からの変更を除く。)

こ○○八・一九	二〇〇八·一一 C C	二〇〇七・九九 二〇〇七・九九 二〇〇七・九九 二〇〇七・九・四一号。 京産材料の伝 のマンゴージュース若し 大・四一号。 でTH。 条件とする。	する。 さのこ から でいる。) から でいる。) から でいる。) から でいる。) から でいる。) から のこから でいる。) でいる。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でいる。 でいる。 でい。 でい。 でい。
ト又は落花生(乾いたもの又は油漬けしたものであって、塩を加えたかどうかを問わ(第○八・○二項又は第一二・○二項の材料からの変更を除く。)(単に煎っただけ)に限る。) ト又は落花生(乾いたもの又は油漬けしたものであって、塩を加えたかどうかを問わト又は落花生(乾いたもの又は油漬けしたものであって、塩を加えたかどうかを問わ(第○八・○二項又は第一二・○二項の材料からの変更を除く。)(単に煎っただけ	(第一二・○二項の材料からの変更を除く。)	条件とする。(その他の産品)  CTH(第○八○四・五○号の非原産材料並びに非原産材料である第二○九・八九号のマンゴースない方に、第○八○一・一○号、第二○・○六項、第二○・○六項、第二○・○八項及び第二○○九・八九号のマンコース若しくはグアバジュースからの変更を除く。)。ただし、第○八○四・三○号の非原産材料の価額が産品の価額が産品の価額の五十パーセントを超えないことを条件とする。(果実の調製原産材料の価額が産品の価額の五十パーセントを超えないことを条件とする。(果実の調製原産材料の価額が産品の価額の五十パーセントを超えないことを条件とする。(果実の調製のマンゴーをいり、第○八○一・一○号、第二○・○六項、第二○・○八項をび第二○○九・八九号のマンゴース・四一号から第二○○九・四九号までの各号の非原産材料又は第二○○九・八九号のマンゴースーン・一○号、第二○・○六項、第二○・○八項若しくは第二○○八○九・四一号から第三○・一○号、第二○・○六項、第二○・○八項若しくは第二○○大ゴージュース又はグアバジュースの価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことをという。	する。(その他の産品)の価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件ときのこ(はらたけ属のもの)の価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件と料並びに非原産材料である第○七・一○項から第○七・一二項までの各項のばれいしょ及びる。)の、ただし、第○七・○一項、第○七○九・五一号及び第○七○九・六○号の非原産材る。)

	CC(その他の産品)  CC(その他の産品)  はい。)の含有量が乾燥状態において全重量の五十パーセント以上である混合物に限る。)
011.50011	CC(第○八○四・三○号又は第○八一一・九○号の材料からの変更を除く。)
	更を除く。)
○○八・五〇	CC(第○八○九・一○号又は第○八一一・九○号の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・七〇	CC(第○八○九・三○号の桃又は第○八一一・九○号の桃からの変更を除く。)
二〇〇八・八〇	CC(第○八一○・一○号又は第○八一一・一○号の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・九七	CC(その他の産品) ○号若しくは第○八○九・一○号の材料、第○八○九・三○号の桃又は第○八○九・一○号の材料、第○八○九・三○号の桃又は第○八一・九○号の冷凍のあんず、梨若しくは桃からの変更を除く。)。ただし、第○八○四・三○号の非原の冷凍のあんず、梨若しくは桃からの変更を除く。)。ただし、第○八○四・三○号の非原の冷凍のあんず、梨若しくは桃からの変更を除く。)。ただし、第○八○四・三○号の非原の冷凍のあんず、梨若しくは桃からの変更を除く。)。ただし、第○八○四・三○号の非原の冷凍のあんず、梨若しくはがアバ、第○八・○五項、第○八○八・三
二〇〇八・九九	CC(第○八○四・五○号のマンゴー又はグアバからの変更を除く。)
二〇〇九・一一一二〇〇九・三九	CC(第○八・○五項の材料からの変更を除く。)
二〇〇九・四一一二〇〇九・四九	CC(第○八○四・三○号の材料からの変更を除く。)

			<u></u>	11 1	<u>-</u>	1 1 1	1	<u></u>	<u>-</u>
	二. 〇五	・○四	二一〇三・九〇	111011.110	1110111 • 110	1110111 10	11101 • 1110	二〇〇九・九〇	二〇〇九・八九
C T S H	ントを超えるもの)からの変更を除く。) 第二一○六・九○号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセ農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)又は農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)又はCTH(第○四・○一項から第○四・○六項までの各項の材料、第一九○一・九○号の酪	СТН	C T S H	СТН	CTSH(その他の産品) CC(第二○○二・九○号の材料からの変更を除く。)(ケチャップに限る。)	СТН	CC(その他の産品) ○○○三項の材料からの変更を除く。)(麦茶に限る。)	要としない。)。	○八一○・九○号のパッションフルーツからの変更を除く。) CC(第○八○四・五○号のマンゴー若しくはグアバ、第○八○七・二○号の材料又は第

五八

二二〇二・九一—二二〇二・九九	二〇六・九〇
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	CC(第○八・○五項若しくは第二○・○九項の材料又は第二二○二・九○号の果実若しくは野菜のジュースからの変更を除く。)(果実又は野菜のジュースからの変更を除く。)(ゼラチンに入った果実であって、当該果実の含有量が全重量の二十パーセントを超えるものに限る。) CC(第二○類の材料からの変更を除く。)(ゼラチンに入った果実であって、当該果実の含有量が全重量の二十パーセントを超えるものに限る。) CC(第一七類の材料からの変更を除く。)(ゼラチンに入った果実であって、当該果実の変更を除く。)(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)(第一七類の材料からの変更を除く。)(糖水に限る。) CC(第一七類の材料からの変更を除く。)(糖水に限る。) CC(第一二二・九九号の材料からの変更を除く。)(たんにゃく調製品に限る。) CTSH(その他の産品) CTSH(その他の産品) の変更を除く。)(こんにゃく調製品に限る。) にTSH(その他の産品) の変更を除く。)(ためにゃく調製品に限る。) の変更を除く。)(ためにゃく調製品に限る。) にTSH(その他の産品) の変更を除く。)(こんにゃく調製品に限る。) にTSH(その他の産品) の変更を除く。)(こんにゃく調製品に限る。) にTSH(その他の産品)

1110六00・100	C T H
二二. 〇九	СТН
11三〇九・一〇	СТН
二三〇九・九〇	でTH(第○四・○一項から第○四・○六項までの各項の材料又は第一九○一・九○号の別原産地規則の要件を満たさなければならない。  「CTH(その他の産品)  「CTH(その他の産品)  「CTH(その他の産品)  「CTH(その他の産品)  「CTH(その他の産品)  「CTH(その他の産品)  「公ットフード以外の調製品であって、米の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。)  「国料用に供する種類の調製品であって、乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。)
二九〇五・四三―二九〇五・四五	СТЅН
三三〇一・一二一三三〇一・九〇	C T S H
三五〇一・一〇一三五〇一・九〇	C T S H
三五〇二・一一一三五〇二・一九	СТН
三五〇二・二〇一三五〇二・九〇	C T S H

三五・〇四	СТН
三五〇五・一〇一三五〇五・二〇	СТН
三八〇九・一〇	СТН
三八二三・一一三八二三・七〇	CTSH